# 第12回西和賀町議会定例会

# 令和3年3月10日(水)

午前10時00分 開 議 議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

細井町長並びに柿崎教育長より説明員として 出席の旨の届出のあった者の職氏名については、 着席のとおりでありますので、呼称は省略しま すが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、昨日に続いて一般質問を行います。 一般質問は2日目ですが、念のため申し上げます。質問者の質問時間は30分であります。制限時間の5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。議員にお

それでは、決定しております登壇の順序に従 い質問を許します。

かれましては、通告外の質問はできませんので、

併せてお願いいたします。

登壇順5番、深澤重勝君の質問を許します。 深澤重勝君。

7番 おはようございます。深澤重勝です。一般質問に入る前に、ワクチンの接種がやっと始まったばかりでありますが、依然として終息の見えない新型コロナウイルスで亡くなられた方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、今なお闘病中の患者の皆さんにもお見舞いを申し上げたいと思います。また、厳しい医療現場で日夜ご奮闘なされております医療関係者の皆さんには、そのご労苦に心から敬意と感謝を申

し上げます。

そして、あの忌まわしい未曽有の東日本大震 災津波から、明日3月11日で満10年を迎えます。 改めまして、被災された方々に心からご冥福を お祈りし、お見舞いを申し上げたいと思います。 復興の進捗度については、受け止める方々によ って大きな開きもあるようですが、心の問題も 含めて、完全復興を願うものであります。

質問に入ります。今回の一般質問は通告のと おり、水道事業関係と役場両庁舎改修に伴う対 応ということで、2件ですので、よろしくお願 いいたします。

最初に、西和賀町水道事業経営戦略についてであります。議会初日に議案上程の際、担当課長さんから水道事業に関わる問題で、水道法の一部改正によることかもしれませんが、るる説明がなされ、答弁をいただいたようなものですが、一応通告のとおり質問いたします。

先般議会全員協議会において、水道料金に関わる問題について説明がなされました。私は、水道事業の将来の事業環境の施設の見通しについて、町民の皆さんにも知っていただく意味を込めて、全文を読み上げます。平成29年度に水道事業統合整備事業を完了した。この事業により、湯田簡易水道における平成30年度から8浄水場のうち6浄水場を廃止し、新設された長嶺浄水場と柳沢浄水場の稼働を開始した。これによる維持管理費の縮減と給水効率の向上を図ることができた。一方で、沢内簡易水道については、直近の整備からおおよそ15年経過しているほか、人口減少に伴う給水効率の低下が懸念される。よって、将来的な更新需要は一層高まると予想さ

れることから、管路や施設の老朽化の状況を把握し、経営に与える影響を検証しながら、施設統合計画を策定する予定としているとなっております。以下、沢内簡易水道についてお伺いします。それぞれ番号順にお聞きします。

最初に、管路や施設の老朽化の状況を具体的 にどのように把握しているかお伺いします。

# 議長細井町長。

町長 おはようございます。一般質問2日目、 よろしくお願いいたします。

ただいまの深澤議員さんのほうからの質問で ございますが、この件に関しまして、担当課長 のほうから答弁を申し上げます。

# 議長 上下水道課長。

上下水道課長 おはようございます。本日はどう ぞよろしくお願いします。それでは、私のほう からお答えします。

各種の水道事業に関する調査、あるいは当時 の施工図面等を基に状況を把握しているという ことです。それらを基にすると、管については 旧沢内簡易水道の6割程度が地方公営企業法施 行例による法定耐用年数を経過しているものと 考えています。また、浄水場等の設備について ですけれども、中部浄水場、なめとこラインの 奥側にある浄水場ですけれども、中部浄水場で は川舟地区から太田地区まで給水をしているわ けですが、この中部浄水場がほかの浄水場に比 べて特に老朽化が進んでいるものというふうに 考えております。

以上です。

#### 議長 深澤重勝君。

7番 今特にも中部浄水場、湯の沢から太田までの区間でありますが、60%が耐用年数を超えているということでしたけれども、実際は耐用年数は何年になっておるのですか。それと、一応定めによる耐用年数と、実際的には耐用年数以上に一般的には使える部分あるわけですが、一概には言われないかもしれませんけれども、通常は何十年ぐらいもつものですか。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 耐用年数についての考え方ですけ れども、先ほど私が申し上げました地方公営企 業法施行例による法定耐用年数というのは、機 械や設備などの固定資産が使用に耐えられる期 間として法的に定められた期間という意味合い になります。この年数をもって、資産の価値を はかる減価償却をするための計算期間として定 められています。よって、実際の耐用年数とは 相違があるわけですけれども、水道管というふ うに言われた場合に、様々な種類の管を埋設し ております。その管によって当然その耐用年数 が違いますけれども、例えば鋳鉄管、ダクタイ ル鋳鉄管と言われるような鉄の管もありますけ れども、それは実際の耐用年数は80年から100年 くらいというふうに言われています。それから、 今現状で一番耐用年数が短いものがビニール管 と言われているものがありまして、いわゆるV P管、VU管などと言われる灰色のビニール管、 あれについては40年程度というふうに言われて おりますので、水道管の実際の耐用年数につい ては、40年から80年くらいの間というふうに考 えております。

以上です。

# 議長 深澤重勝君。

7番 そうすると、これは通告しておりません けれども、関連ですが、湯田と沢内の水道の最 初に工事した、何年に工事したか分かりますか。 分かっておればですけれども。

# 議長 上下水道課長。

上下水道課長 すみません、手元に資料がございませんので、正確なことは申し上げられませんが、うちのほうで存在する書類を調べたところ、昭和30年代に水道の認可を取っているというような書類がありますので、実際にはそれ以前から、当然戦後間もなく復興で水道が布設されたはずですので、もうちょっと早いのかなという気持ちはしておりますけれども、今のところちょっと正確な資料がないためにお答えできかね

ます。

以上です。

議長 深澤重勝君。

ありがとうございます。実は、大体実際 的に何年になったのかなということを私も調べ てみました。何か記録残っているであろうと思 って、沢内村史と湯田町史を調べてみたわけで すが、湯田町史には、旧湯田町は昭和35年、給 水開始したとだけ記されておりました。それが 湯本か川尻か、場所は分かりませんけれども、 35年に給水が開始されたという記述があって、 残念ながら沢内村については、いろんな記録は 年数を追って書いておったのですけれども、水 道に関してはたった3行しか記述がなくて、い わゆる湯の沢の水源、有孔管を埋設して人工伏 流水で取ったということぐらいの記述で、正直 なところかつての担当者、何人かから聞いたの ですけれども、もう五、六十年もたっているも のですから、詳しいことは分からないというこ との言い方だったので、おおよそを聞けば昭和 30年の初めの頃、岩手県全域で簡易水道の工事 のことというようなことを聞いたので、という ことからすると、おおむね60年以上、昭和で言 えばもう九十五、六になっておりますから、60年 から70年ぐらいになっていると思うので、かな り老朽化しているだろうということを当然推測 できるわけでありますから、そういう面で特に も断水になった方々、あるいは当時の水道工事 に関わった方々は、かなりこのことを心配して おります、水道管の老朽化の問題を。そういう 面で、今回できるだけのことをお聞きしたいな ということで聞いているわけでありますから、 何とかよろしくお願いしたいというふうに思い ます。

それで、通告しております今2番目、直近五、 六年という曖昧な表現ですけれども、断水やト ラブルの発生の状況はどの程度あったか、あれ ば具体的な状況を説明願いたいと思います。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、断水の発生状況という ことで、いわゆる旧沢内簡易水道分ということ でお答えしたいと思います。

断水といった場合には、突発的に発生するもの、それから例えば工事などで計画的に断水を行うものなどがあるわけですが、突発的に発生した水道管の漏水修繕等を原因とする断水ですが、本年度分も含め、5年分を報告したいと思います。平成28年度4件、影響戸数1,175戸、断水日数4日、平成29年度1件、影響戸数9戸、断水日数1日、平成30年度3件、影響戸数1,245戸、断水日数3日です。令和元年度2件、影響戸数553戸、断水日数2日、令和2年度3件、影響戸数81戸、断水日数4日となっております。

なお、これらの数字には、道路改良等に伴う配水管布設替え工事の際のいわゆる計画断水、あるいは個人宅の給水管更新による断水は除外しております。また、断水日数について報告をさせていただきましたけれども、便宜上1修繕につき1日を単位として報告しましたが、その多くは午前9時から午後4時までの間に修繕を終えておりますので、申し上げます。

また、水道のトラブルということに関してですけれども、例えばこれは水質事故、タンクローリー車が横転して積載物がこぼれて取水口の水が濁った、あるいは排水管の漏水を原因として道路陥没が生じて交通事故が発生したというようなことを指しているものと思われますが、このような事故は発生しておりません。なお、断水しないといけないような場合については、対象世帯へのチラシ配布、あるいはひかり放送を利用し、漏水、断水の周知に努めているところです。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 今ありましたように、ほぼ毎年のように 大なり小なり断水しているわけですが、原因は おおむね共通している原因ですか。当時それなりに聞いたこともあるような気がしますけれども、断水する件数によって原因が違うというようなことはなくて、ほとんど同じような原因ですか、その内容について少しお伺いします。

# 議長 上下水道課長。

上下水道課長 断水の原因ですけれども、今申し上げました件数のうち、大体 9割が突発的な漏水によるものですし、それ以外についてはいわゆる中部浄水場の取水、一番最初に水をくむところというようなイメージしてもらえばよろしいかと思いますけれども、例えば大雨等によって川が濁って取水ができなくなったということで、取水能力の低下ということも原因の一つとしてあります。

以上です。

## 議長 深澤重勝君。

7番 突発的な漏水ということですが、私の聞き方が悪かったのか、いわゆる漏水の原因だったのですが。

#### 議長 上水道課長。

上下水道課長 大変申し訳ありません。突発的な 漏水の原因というのは、いわゆる管の老朽化が 原因ということで考えております。

以上です。

# 議長 深澤重勝君。

7番 いわゆる管が老朽化していて破裂したということの解釈でいいわけですね。とすれば、今あったようにかなりの距離数になるわけでありまして、全距離がほぼ同じようなリスクを負っているというような捉え方をしなければならないというふうに思いますので、十分な対応をこれから議論していきたいと思いますが、考えていかなければならない大きな問題だろうというふうにも思います。

それから、今そのことについて、どうのこうのというところまでは言いませんけれども、実は直近で漏水があったときに、対応が給水車ではなくて消火栓を開けて奥から水を取ってくれ

というのが役場からあったというようなことを ちょっと耳にしたのですけれども、そういう事 実はあったわけですか。

#### 議長 上下水道課長。

上下水道課長 どの事例を指してそのようにおっしゃっているのか分かりませんけれども、実態としてはそういう場合もあります。うちのほうでは、給水車のような応急的な、そういった車両を保有しておりませんので、例えば水の出る消火栓、あるいは公民館で給水をしているというのが実態です。

以上です。

# 議長 深澤重勝君。

7番 分かりました。ありがとうございます。 次に進みます。3番目の経営の基本方針の1 番目に、使用者が安心できる水の安定供給を恒 常的に持続させるために、適切な水質管理や施 設管理に努めるとありますが、やはり今言った かなりの距離で、取水池も含めてですけれども、 日常の管理状況をお伺いしたいというふうに思 います。特に湯の沢の場合については、場所が 地形が地形なだけに大分苦労なされているとい うふうにも思いますけれども、通常の管理業務 の状況をお伺いしたいと思います。

# 議長 上下水道課長。

上下水道課長 私どものほうで行っている管理、 日常的な施設の管理については、維持管理を行 う会計年度任用職員を2名雇用しております。 その職員が基本的には毎日施設を巡回して、施 設の草刈り等の維持管理、あるいは薬剤の補充 などの維持管理を行っております。同時に、各 浄水場等には遠隔で監視できる装置を設置して おりますので、維持管理担当者の携帯端末に情 報が随時伝達される仕組みになっており、24時 間365日の監視が可能となっております。また、 西和賀町水道事業として、毎年水質検査計画を 定めており、水道法で定められている法定検査 を定期的に実施しているところです。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 大変ご苦労さまです。先ほどもちょっと 申し上げましたけれども、やっぱり町民の中に は、具体的にどういう管理しているだろうなと いう管理状況も大分心配されている方もありま すし、実は私も地元にいてあまりまで見る機会 も、見もしなかった怠慢な部分もあったわけで すけれども、水源地からずっと回ってみました。 いわゆる見ると緩速ろ過池といいますか、ろ過 液といいますか、あれは俗に言うそのまま、無 防備という表現もなんですが、ああいう状態で いいものですか。たしか昔はフェンスか何かあ ったような気がしたのですけれども、そういう のはなくて、ああいう状態でいいものですか。

# 議長 上下水道課長。

上下水道課長 議員おっしゃるとおり、本来であればやはり門塀に鍵をして管理するというのが通常のやり方だと考えております。ただ、やはりフェンス等も雪で毎年倒されるような状況にあって、それ基本的には毎年修繕して直しているというような状況ではありますけれども、一部については修繕が利かないくらいフェンスが潰れているというような場所もあるので、そういう場所のご指摘だろうなというふうには感じておりますけれども、これらについても今後対応を検討していきたいというふうに思います。以上です。

# 議長 深澤重勝君。

7番 実際行ってみて、ちょっとびっくりした 部分もあったわけでありますが、やはりこういった多雪地帯でありますから、そういう施設の 管理というのは大変だというのは十分分かりま すけれども、ご案内のとおり、今なめとこライ ンが工事中であります。大型車両も通っておっ たり、あるいはいろんな人の通行量もかなり多 くなってきておりますので、実際水を使ってい る町民も本当にこういう状態でいいのかなとい うような心配もしておるわけでありますから、 でき得る最大限のといいますか。その分お金も かかることでありますけれども、もうちょっと 何とかというような工夫をしていただければな というふうに思いますし、やらなければならな いのではないかなというふうに思ったりします ので、十分なご検討をお願いしたいというふう に思います。

それと、次に進みますが、4番目と5番目に ついては、一旦読み上げますけれども、沢内簡 易水道については、経営に与える影響を検証し ながら、施設の統合計画を策定する予定として いるという表現されておりますが、具体的な計 画を策定する予定としているというあまり聞き 慣れない表現ですので、ふっと思ったのですけ れども、具体的にどのような状況であるか、ま た5番目として極めて大きな事業になることか ら、統合事業の着手まではともかくとの表現に なりましたが、計画なくして着手はあり得ない わけですから、少なくとも具体的な整備計画の 作成を速急にすべきと思いますが、いかがです かということで質問しておりますけれども、冒 頭に申し上げましたように、水道法の一部改正 に伴うことであって、議案上程の際に課長さん がるる説明されましたので、そのことの繰り返 しでもいいのですけれども、これについて一括 質問的に読み上げましたので、ご答弁お願いし たいというふうに思います。

# 議長 上下水道課長。

上下水道課長 水道事業は、いわゆる独立採算、 水道料金の収入をもって事業を進めていくとい うのが基本になっております。本町の水道事業 は、収入で支出を賄うことができていませんの で、赤字経営体質ということになっております。 一方、旧湯田簡易水道事業の統合事業を実施 する際に充てた起債の償還が令和5年度まで上 昇し続け、ピークになることから、現実的に取 りかかるとすれば、償還のピークが過ぎてから ということになると見込んでおります。事業の 着手には、早くても令和6年度以降になるもの というふうに考えております。 以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 確かに湯田の統合事業はかなり大きな金額でやったわけでありますから、財政的な部分、そのことは当然理解はします。水道事業、水の重要性は申し上げるまでもないわけですが、経営に与える影響というのは当然検証しなければならないことでありますけれども、いわゆる水の安定供給というのは、経営への影響より重要度は以下にはならないというふうには思うのですが、いかがですか。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 議員ご指摘のとおり、いわゆる給水の収益をもって、それを事業化していくということですので、給水しなければ収入もないということになりますので、その辺はバランスを見ながらといいますか、設備にかける費用と、それから給水の状況、あるいは何でもかんでも事業を一気に進めるということも当然できないような、選択して集中してやっていくということも必要ですので、令和3年度、4年度については施設台帳整備を集中的にやっていくということで考えているわけですけれども、こういったことも含めて、町の財政サイドとも協議しながら、事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 様々ご苦労おかけしますけれども、何度 も繰り返しになりますが、極めて大きな問題だ というふうに思いますので、十分な対応を期待 しまして、次の質問に移ります。

次に、役場両庁舎に伴う対応についてであります。今年は、ご案内のとおり、うし年であります。駄じゃれではありませんけれども、牛にあやかって、いわゆる反すうしながら質問したいというふうに思います。

本庁舎、分庁舎の議論は平行線のまま、ある いは幅広い議論を求める1,300人を超える署名 の請願も受け入れていただけないまま、庁内組織である庁舎のあり方検討会の結論をもって、分庁舎方式を進めることに決定したことからとあります。以下、通告しておりませんけれども、前段で質問したいと思いますけれども、この関連で確認の意味も含めてお伺いします。庁舎のあり方検討会の結論をもって分庁舎制の継続を決定したことからというふうにありますが、その検討会は第何回目の検討会で、何月何日に開催された検討会ですか。

議長細井町長。

町長 庁舎改修について、担当課長のほうから 答弁申し上げます。

議長 総務課長。

総務課長 私のほうから、先ほどの議員さんの質問についてお答えいたします。

庁舎のあり方検討会については、令和元年度に4回開催しております。先ほど申し上げました方針については、第3回目の庁舎のあり方検討会、令和元年10月31日、この時点において方向性を固めております。その後、令和元年の11月21日から12月6日まで、町政懇談会において、庁舎のあり方についての方針、整備計画等について住民に説明を行っております。

町政懇談会での意見、質問等について協議あるいは内部での確認等を行い、第4回庁舎のあり方検討会、これは令和元年12月25日ですけれども、第4回目の庁舎のあり方検討会において、最終的な方向性を示したものであります。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 今言われまして、何回か検討委員会を持って検討されておるようでして、我々も全員協議会において検討委員会の会議録の開示を求めたわけでありまして、たしか昨年の9月だったと思いますが、これだけ大きな問題でありますから、十分に内部で検討したということは説明を受けているにしろ、具体的にどのようなことを議論されたものかということも、やはり町民

としてもかなり大きな関心事でありますから、 その内容町に公表すべきだということを申し上 げましたけれども、これも受け付けていいただ けませんでした。結果的に1,200人を超える署 名が集まったというのは、やはり将来にわたる いろんな問題を含めている問題でありますから、 幅広い議論を求めたものでありますので、これ は庁内だけの結論というのはやっぱり納得し難 いという部分があったというふうに思います。

そういう意味で、それらに応える意味も含めて、庁内で内部検討した内容を公表すべきだということを申し上げましたが、受け付けていただけなかったわけですが、改めてお伺いしたいと思いますが、内部検討の内容を公表するということは駄目なものですか、町長。

# 議長 細井町長。

町長 検討の協議につきましては、参加された メンバーがいろいろな自分の思いを言うと思い ますので、それは幅広く自由に議論したらいい と思いますが、検討委員会としてはやはり一つ の方向性をまとめていくわけですから、どうい うものが多数で、どういうものが肯定されたか というふうなことでもって、整理されたものを 示していくのが筋かなというふうに思います。

# 議長 深澤重勝君。

7番 請願書の回答もそうですけれども、何と なくいろんな面を聞いておりますと、この問題 を意図的にすり替えているように思います。

今申し上げました庁舎を新築する場合は、他の施設のときと同様に、幅広い意見を聞くのは当然と言っておりますけれども、新しく建てる場所なのですが、言っているのは本庁舎制がいいか分庁舎制がいいかも含めて、幅広い議論を求めていっているようなものでありますから、その辺あたりは再三答弁を聞いているとすり替えているなというふうに私は感じて聞いております。

ですから、今言うように、もしそれらのことに何らかの形で回答していただければ、それは

それでいいのではないかなというふうに思いますが、併せて先般の全員協議会で町長の話を聞いて、「んっ」と思ったのですけれども、新庁舎を建てる場合、本庁の住所移転で議決の3分の2の特別議決が必要だというようなこと言われましたが、このことは正式な会議録に残しておかないと、後々万が一、場合によっては重要なポイントになる危険性があるというふうに思いますが、いかがですか。

# 議長 細井町長。

町長 手続は手続について決められたことがあると思いますので、それに従ってやっていくということだと思います。

# 議長 深澤重勝君。

7番 いや、今の町長の手続とはどういう手続の部分を言うのかかみ合わない部分かと思いますけれども、いわゆる議論の中で出たのは、将来的なことで分からないわけでありますけれども、今その部分もかなり言われます。合併協議の当時の知っている人たちがかなり亡くなっている方が多いのは沢内のほうだとみんな言われますし、現に旧湯田沢内と言うのはなんですが、日湯田町には今の現職の町長、副町長さんと、そのときに携わった人もいるわけでありますから、その状況によって変に流されるのではないかなということを危惧する人もありますし、ご忠告を受けたりしますし、私も思うことがあります。

そういう中で先般の、いわゆる3分の2議決が必要なことを、そう簡単にできるのではないというようなことを言われたというのは、言わんとするのは、私から言うまでもないと思いますけれども、西和賀町の本所住所地というのは、今の湯田庁舎ではないということ、ましてや合併協定書に書いているのは、事務所の位置は新庁舎を建築するまでというふうになっておりますから、変なところで建てるにはその3分の2議決が必要だというようなことになっていけば、今言ったように、場合によっては非常に厄介な

問題が起こるのではないかなという、その危険性を感じるものですから、正式の場に議論の会議録として残しておかなければというふうに思うわけでありますが、改めていかがですか。

# 議長 細井町長。

町長 今我々が手がけているのは、役場庁舎の 改修でございます。今の事態を、危険性をクリ アするということでやっているものでございま す。役場庁舎を西和賀町で建設するという場合 は、根本的に時間をかけて議論するという必要 性があると思います。

# 議長 深澤重勝君。

7番 ただいまの問題は、当然庁舎を改築するというのは重々分かっておるわけでありますが、その話の延長線上でこういう形のことを話しするというのはいかがなものかということを言ったわけであります。

それでは、その改修について通告のとおりお 伺いします。今回の改修計画は今まで議会で答 弁してきた沢口総合開発センターは、危険で一 刻の猶予もないというような言い方で、湯田庁 舎は最小限とか最低限の投資でということをか なり強調してきた経緯からすれば、とても最低 限、最小限と言えるような内容とは思われませ んけれども、答弁との整合性を伺います。

# 議長 総務課長。

総務課長 庁舎改修についてお答えいたします。

今回の湯田庁舎耐震改修等工事及び老人福祉 センター改修工事の設計業務を進めるに当たっ ては、庁内に庁舎改修検討委員会及び検討部会 を設置し、1つ目として改修を行う庁舎が町民、 職員ともに利用しやすい庁舎とすることを目指 す、2つ目として長期的な視点に立ち、長期の 使用にも耐え得る施設環境を整備する、3つ目 としてよりよい住民サービスを提供できるよう 直接的に町民に対しサービスを提供している実 務者レベルの職員も交え、検討を行う。

以上の3項目に留意し、検討委員会及び検討 部会で検討協議を進めてまいりました。庁舎の 在り方の方針については、1、湯田庁舎及び沢内庁舎の分庁舎方式を継続する。2、厳しい財政状況下にあり、現在ある施設の有効活用を前提とし、最小限の経費で対応する。3、湯田庁舎は必要な改修工事及び耐震補強工事を実施し、長寿命化を図り、引き続き庁舎として使用する。4、老人福祉センターは必要な改修工事を実施し、長寿命化を図り、引き続き庁舎として使用する。5、沢内庁舎開発総合センターは、改修による長寿命化が難しいことから、解体する。6、議場は湯田庁舎にある旧議場を改修し、使用するという説明をしてきたところであります。

この方針に基づき、先ほどお話ししました3項目に十分留意しながら、改修内容について検討、協議を進めてきたものでありますので、これまでの説明、議会答弁との整合性は図れているものと考えております。

以上です。

# 議長 深澤重勝君。

7番 これは、受け止め方と説明する側、ある いは認識のずれかもしれませんけれども、少な くとも説明はした、整合性が取れているという ことでありましたが、当初の言い方からすれば、 本当に最小限、最低限の投資ということを強調 されてきた意味からすれば、ちょっと納得でき ない部分があるわけでありますが、これについ てはそれ以上のこと申し上げませんけれども、 先ほど制度の問題でちょっとあれしたのですが、 このことは議決をして事業も完了したことであ りますけれども、先ほどの水道の統合事業であ りますが、記憶を掘り起こして遡って議事録を 確認してみたら、平成23年12月、全員協議会と 平成24年3月の予算委員会でありますが、水道 統合事業の総額は31億と見込んでおりますとい うことを2度にわたって答弁、説明しておりま す。ある議員から実施計画を出してほしいとの 意見がありましたが、うやむやの状態でありま した。

それから毎年何件かずつの入札案件が提案され、我々は議決してきたわけでありますが、終わってみれば50億円です。財源内訳は国庫補助金約15億円、町債が約34億5,000万、一般会計繰入金が約5,000万、31億の説明が50億です。まちなか交流館、当初の説明では年間の維持費約200万円程度との答弁と記憶しております、確認しておりませんけれども。年間維持費に200万以上も、負の遺産ならぬようにということで、特別委員長の意見も付されていたように記憶しております。それが今年度予算では378万です。

いろいろ、ご答弁されましたけれども、最低限、最小限が内装も外装からエレベーターまで、あるものを有効活用というものであれば、立派な階段があるわけでありますし、3階まで大変だというのであれば、会議場所をJAや消防署や森林組合の2階に設定すればいいし、2階も大変だというなら公民館を使えばいいと思いますが、いかがですか。

#### 議長 総務課長。

総務課長 ただいまのご質問の内容は、湯田庁舎 に設置するエレベーターに関しての質問と捉えまして、お答えしたいと思います。

改修内容について、湯田庁舎のほうへはエレベーター設置という設計を行っております。改修内容を検討するに当たって留意する事項については、先ほどお答えいたしましたが、その1つ目に改修を行う庁舎が町民、職員ともに利用しやすい庁舎とすることを目指すとしております。町内の人口のうち、65歳以上の方の占める割合が50%を超える状況を踏まえ、役場に訪れる方が利用しやすい環境づくりが重要であると考えております。

湯田庁舎の3階には議場、会議室があること から、役場に車椅子で来られる方や高齢者の方 が利用しやすいようエレベーターを設置するも のであります。

ご質問にはありませんでしたけれども、沢内

庁舎老人福祉センターの改修についてであります。階段部分に車椅子で来られた方が利用できるよう、階段昇降機を設置する設計となっております。また、沢内総合公園、多目的広場、野球場側に現在スロープがありますので、直接2階の事務室や会議室に出入りできるよう、スロープの改修を行うことで、車椅子で来られる方や高齢者の方でも利用しやすい環境づくりを行うよう、設計をしているところであります。

以上です。

#### 議長 深澤重勝君。

7番 こんな意地の悪い言い方、なるべくならばしたくないと思っておりましたけれども、これからのことに触れますが、いわゆるバランスの問題です。②番にありますバランスの問題は、合併自治体に限らず、全ての合併組織に共通する人間の感情問題であると思います。

昨年の12月議会で同僚議員が、昨年の12月と 昨年の3月議会にも同じような質問して、同じ ような答弁なされておりますけれども、沢内庁 舎における会議室について、住民の要望につい て述べられております。町当局の答弁は、総務 課長は代替施設のことを繰り返し、そして町長 は議員が島根県で研修したように、ないものは ないということの決断の下で、不便も我慢して 慣れろとまでは言っておりませんけれども、意 味はそういうことだというふうに受け止めまし た。そのことには2つの意味がありますけれど も、その上での答弁だったのか、町長にお伺い します。

# 議長総務課長。

総務課長 私のほうからお答えいたします。

ないものはないという言葉の意味ですが、私が考えるには、1つ目としてないことを強調すること、2つ目として何でもある、全てそろっていること、この2つの意味があるものと解釈しております。町長がさきの12月議会で述べられた意味は、前者のないことを強調することであると考えております。

現在の老人福祉センターの2階の広い会議室については、事務室として活用することから、これまであった広い会議室はなくなるということになります。庁舎のあり方の方針でお話ししました現在ある施設を有効に活用するという考えから、この老人福祉センター2階の会議室の代替として、西和賀消防署2階会議室、花巻農協湯田、沢内支店2階会議室、西和賀町森林組合2階会議室を活用していきたいという考えであります。

なお、今回の沢内庁舎老人福祉センターの改修内容では、2階に20人程度が入れる会議室を設置することとしており、この会議室については必要に応じ、2つの会議室に分けて使用することができるよう設計しております。

以上です。

# 議長 深澤重勝君。

時間もあれで、ちょっとあまりはしょり 7番 たくないのですが、普通一般的にこの辺で言う には、ないものはない、ねえものはねえという 言い方をして、全てあるということを意味する のです。そして、全てあることの立場にいる人 がないことの立場にいる人に向かって我慢する というような言い方は、人間やりませんよ、普 通は。今湯田沢内をあまり言いたくないと言い ながらあれなのですが、沢内の住民の大半が「ほ とんど湯田に行ってしまう」、「みんな持ってい かれてしまう」、「おまえら何してる」というこ とを面と向かってかなり言われます。そのほう にいる立場の人が、ないものはないということ で、慣れればそういうものになるのだという言 い方というのは、あまりにも配慮がないという ふうに私は思います。

ですから、このことをあえて強く言いたいわけでありますから、同僚議員も言っていますように、様々な課題を抱えている中で、それらを乗り越えていくには、町民のそうだという一致した気持ちの持ち方というのは極めて大きな問題だというふうに思います。そういう面で、答

弁はともかくとして、本当にそうだなという一体感を醸成する在り方というものをもっともっと考えなければいけないということを強く思うわけでありますし、相手の立場、言われた立場の人はどういうふうに感じるのだということをもっともっと配慮していかなければならないということを強く申し上げておきたいというふうに思います。

このバランス問題で、3、4一緒になってし まうわけですけれども、去年の広報西和賀の12月 号、大変おめでたい岩手県の最優秀になったわ けでありますが、西和賀で振り返る15年の歴史 の中の広報担当者の記事が写真つきで取り上げ られておりました。皆さんご存じのとおり、平 成17年の創刊号に小林課長さんが載っておりま した。記事が真実で公平であることは当然なが ら、合併当初は両町村のバランスに相当難儀し たと書いております。これは正しいとか正しく ないという問題でなく、人間の感情問題なので す。そのときに、いわゆるいいほうの立場にい る人が逆の人の立場のことをどのように捉える かということが極めて大きな問題であるという ことを強く感じるわけでありますから、今回の 庁舎等の対応も、あまりにも理詰めで理屈には かないませんよ。我々ここで1人、当局は入れ 替わり立ち替わり3人も4人も答弁するわけで ありますから、理屈にはかなうわけありません けれども、人間の心情として、もっともっと配 慮することが大事だろうというふうに思います。

それとあわせて、④になるわけですが、平成28年6月の定例会において、今は亡き佐々木孝道議員が町長、副町長、教育長の三役が全部そっちのほうに行くということは、住民感情も含めて、トラブルになる可能性があるのではないかと思いますという質問に、町長は両庁舎を活用するという考え方はさらに延長すべきだという考えに立っております。そしてさらに、ご指摘ありましたように、庁舎のバランスということには、今後も引き続き配慮したいと答弁して

おりますけれども、様々な状況の変化はあるかもしれませんが、今申し上げましたように、私は全く配慮というものを感じられませんけれども、いかがですか。

# 議長細井町長。

町長 先ほど来のご発言にありましたけれども、 ないものはないというのは、議員の皆様方が研 修してきて私が指導いただいた言葉でございま すので、それ以外の他意は全くございません。 皆さん方のほうがよくこれをそしゃくされたも のというふうに思います。

それから、両庁舎の活用ということですが、 今もそのとおりやっているわけでございまして、 私自身も必要に応じて両庁舎動く、弾力的に動いて、両庁舎を活用していくということであります。庁舎の果たすべき役割は、やはり住民にサービスを提供する場所としてふさわしいような設置をしなければいけないということと、さらにまたそこに働く人の労働環境にも十分配慮したものとしなければいけないということで、庁舎の役目を果たすというものだと思います。そういうことに十分配慮して、今回も庁舎の改修等には配慮してきているつもりではございます。

# 議長 深澤重勝君。

7番 あとは繰り返しになると思うのでいいですが、たらればの問題ではないのですが、たまたまこの建物の建築年度によって、今現在の湯田庁舎と沢内庁舎が仮に建てる年度が10年ぐらい違って、そっくり別の立場になったことを考えてみれば、たらればではないのですが、いわゆる沢内庁舎に三役、議場、全部来てという状況を少し想像してみれば、大体どういうことが起きると思いますか、町長。たらればで答える必要ありませんと言って答えるかもしれませんけれども、いかがですか。

# 議長 細井町長。

町長 西和賀町という一つの町になったわけで すから、その中でどう物事を処理していくかと いうことのほうが大事でありまして、どこかに あって、それが住民に非常に不便をかけるとか、 それでうまく物事がいかないということであれ ば、それはそれで対処していくべきだというふ うに思います。我々は、今そこに設置したもの を有効に活用して、住民の負託に応えていくと いうことを大きな使命とすべきだというふうに 思います。

# 議長 深澤重勝君。

7番 何度も言うように、人間の感情というの は、正しいか正しくないかは議論が別でありま す。15年たったから一緒になったという、確か に物理的に、あるいは歴史的にはそういうこと になるわけですが、たしか二、三年前の新聞だ ったと思います、遠くのことを言うのもなんで すが、東西ドイツです。平成元年に東西ドイツ の壁が壊れて丸30年暮れて、国が違ったって人 種は同じです。東西ドイツに住んでいる国民の 30年暮れて一体感をどのように捉え、感じてい ますかということに対して、一体感を感じると いうのは四十何%です。年数たったからそのと おりでいいということにならないのが人間の感 情です。正しいとか正しくないというのは、そ のとおりでありますけれども、いわゆる人間も ある意味感情動物でありますし、政治とはある 意味感情の行為な部分が非常に多いわけであり ますから、理詰めで物をどうのということでは なくて、それに町民の感情がどのようなことを 感じるかということにもっともっと配慮すべき だということを私は感じます。

そういう意味で言っておるわけでありまして、 先ほど、繰り返しになりますが、町長も繰り返 し言っているわけですけれども、用足しが十分 できればそれでいいのだという割り切り方であ れば、それはそれかと思いますが、ある意味バ ランスなり、そういう部分の配慮をするという ことを言うのであれば、5番目になりますけれ ども、私はさきの修正動議の件の延長線上で、 今般の議案には反対の立場でありますけれども、 分庁舎制の継続と少しのバランスということに 配慮するのであれば、沢内庁舎に少なくとも会 議室と現状規模の図書室兼町民談話室程度の増 設は、まさに最低限の対応と思いますけれども、 いかがですか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

庁舎改修については、令和2年度に湯田庁舎 耐震改修等工事の設計額及び老人福祉センター 改修工事の設計額が固まったことから、今議会 で審議いただきます令和3年度一般会計予算に それぞれの工事費を予算計上しておりますので、 予算を議決いただいた後、令和3年度に工事着 手し、年度内の工事完成、令和4年度から改修 後の庁舎での業務執行を予定しております。

沢内庁舎については、これまでの庁舎に比較 しスペースが狭くなり、いろいろとご不便をお かけする場合もあるものと思いますが、影響が 少なくなるよう対応していきたいと考えており ますので、会議室等の増設については、現時点 では具体的な検討は行っていない状況でありま す。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 いや、会議のたびに、年間一般の人は何回あるかどうかも分かりませんけれども、消防署の2階だ、JAの2階だ、あるいは公民館だ、バーデンと言えばバーデンはなくなったわけでありますが、貝沢から来れば、いわゆる町北から来れば30キロです。そして一方では、高齢化率50%云々というのは、やっかみで言うわけではありませんけれども、エレベーターで会議室に行く、一方は二、三十キロ、今日は消防署の2階だろうか、森組だろうか、どっちだっけというような在り方というのは、機能は果たしているかもしれませんけれども、あまりにも一般の町民の感情を無視した対応かなというふうには思います。

そのことを申し上げて、極めて残念な答弁で

ありましたけれども、そしてお粗末な質問の仕 方で申し訳ないと思いますけれども、これで私 の一般質問を終わります。ありがとうございま した。

議長 以上で深澤重勝君の一般質問を終結いた

ここで11時10分まで休憩いたします。

午前11時01分休憩午前11時10分再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順6番、髙橋輝彦君の質問を許し ます。

髙橋輝彦君。

6番 皆さんこんにちは。髙橋輝彦でございま す。よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスに対応したワクチンがいよいよ国内でも接種が開始されました。町民全員が接種を完了するのはいつになるのか、まだまだ流動的で分かりませんが、やっとここまでたどり着いたのかなという思いでございます。今後は、これまで同様、感染には十分注意した上で、経済の循環は今まで以上に活性化させなければなりません。これは、全町挙げて取り組む必要があります。

今現在町が行っている支援事業は、地域企業 経営継続持続支援事業費補助金ということで、 家賃補助と緊急資金利子補給金事業ということ かなと思っております。国の三次補正の資金を 早急に注入していただきたいなというふうに思 っております。プレミアム券の発行など、アイ デアを打ち出して、政策を行使していただきた いなというふうにご期待を申し上げるところで ございます。

さて、今回の私の質問は、町民バスと山伏線 の運行、またそれに関わる随意契約について、 それから西和賀高校が作成したまち・ひと・し ごと図鑑についての2件であります。

まず、町民バスの運行についてであります。 1点目です。岩手県交通さんが撤退を決められ てから、町民の皆さんから不安の声が聞こえて おりました。この不安を解消すべく、行政も大 変ご苦労されたことと思っております。そのよ うな経緯の下、本年4月より町内路線は町民運 行バスに移行し、大きく公共路線が変わろうと しております。新聞報道もありましたが、改め て詳細を伺います。

#### 議長 細井町長。

町長 ただいまの髙橋輝彦議員からの質問は、 町民バス運行関連でございます。担当課長のほ うから答弁申し上げます。

# 議長 企画課長。

企画課長 4月以降の町民バスの運行の変更点等 についてお答えします。

岩手県交通が現在運行している路線バスは、3月31日をもって廃止となることから、4月1日から町が町営でバスを運行しようとするものであります。西和賀高校への通学や通院、JR北上線との接続を考慮した中で、現在の岩手県交通の運行本数や時刻を一部見直しし、町民バスとして同じ路線を運行するものでございます。

なお、現行の町民バス、お出かけバスと言っていますけれども、として各地区を運行しているバスと同様に、運賃を1回の乗車100円に統一し、高校生以下と75歳以上については無料にしようとするものであります。ただし、本年4月1日から9月30日までの半年間は、岩手県交通撤退による町民バスの移行の円滑化に努める試行期間と捉えまして、今後の町民バス運行に向けた重点調査期間として、乗車運賃を無料として、利用方法の住民周知並びに利用促進を図っていきたいというふうに考えております。

なお、運行や車両の管理はバス事業者への委託を予定しており、安全面やサービス面に十分 留意して運行してまいりたいと考えております。

# 議長 髙橋輝彦君。

6番 ありがとうございます。これまでの利用 者様の声があるのかなと思います。最大限寄り 添った対応が必要になってくるかと思います。 契約された事業者様とは、その辺りの打合せとか、すり合わせみたいなものというのは行われておりますか。

#### 議長 企画課長。

企画課長 さきに行われましたプロポーザルで契約する予定業者と、現在時刻であったり、運行ルート、また様々なバス停の関係であったり、調整を進めながら、今手続を取っておるところでございます。特にも時刻表などにつきましては、早めに町民の皆さんに周知したいなということで今作業を進めておりまして、今議会で提案している状況ではございますけれども、早めに、15日には町民の皆様にお知らせできるような体制を取りたいなということで進めておるところでございます。

#### 議長 髙橋輝彦君。

6番 ありがとうございます。今日の岩手日報 さんにも掲載ありましたが、コロナ感染対策と しまして、西北交通さんということで、バス車 内を光触媒というのですか、の加工をして、安 心安全で万全な体制でお客様を迎えるのだということでございました。コロナ禍で売上げも伸 びない中で、大変な努力をされていることと思います。そのほかの事業においてもやはり同じようなご努力をされていることと思いますけれ ども、当町におきましても利用者様がより利用しやすい運行となるようにお願いしたいなと思っております。

2点目です。公募型プロポーザル方式ということで、議会への説明会があったわけですが、聞き慣れないワードでしたので、私も今回勉強させていただきました。契約まで至る工程の難しさ、まだまだほんの一部とは思いますが、知ることができました。その中で、当町の随意契約について幾つか疑問点を感じましたものですから、今回に至るということでございます。

今回のテーマは、いわゆる公共バスに関わる ものですが、今までも、そしてこれからも、随 意契約の制度はいろいろ、様々な場面で運用さ れていくものですので、今後の行政と対象事業 所間の随意契約について、一助となることがで きればと思いながら質問させていただきます。

今回の町民バス運行業務委託は、随意契約の中の公募型プロポーザル方式でなされております。この契約における実施要領の項目10、その他の(1)によりますと、審査経過や結果へのいかなる問合せにも応じないとあります。これは、随意契約の透明性の趣旨からすれば、本来広く公表しなければならないという観点を考えますと、この文面の随意契約にはそぐわないのではないでしょうか。ほかのある自治体では、選定の決定後速やかに、全てではないものの、ある程度の内容はホームページ等に掲載することを約束しているところもございます。その点いかがでしょうか。

# 議長 企画課長。

企画課長 審査経過や結果の公表についてお答え します。

今回の業務委託については、町民バスの運行として、よりよい提案を求める公募型プロポーザル方式で行いました。プロポーザル実施要領には審査方法を明記しているほか、業務委託仕様書(案)と審査項目や観点、配点を公開しており、参加者から提出のあった書類を基に選考委員が採点し、評点が優れているものを委託予定業者として選定したものであります。もって公平性、透明性は保たれているものと考えております。

なお、今回提案のあった参加者からは、本要 領を承諾した上で申込みがあったものでござい ます。

以上でございます。

# 議長 髙橋輝彦君。

6番 公平性が保たれているということであります。実施要領は独自というか、自治体でつくり上げて構わないものということだと思いますけれども、もともとの考え方について議論してまいりたいなと思っております。

随意契約のメリットは、早期の契約の締結、 手続の簡素化、小規模事業者でも参入可能等で あります。一方デメリットは、予算の効率化、 公平性、透明性、客観性の点だとされておりま す。本来基本的に競争入札が優先であり、安易 な随意契約を認められないということでありま す。条件をクリアしなければならないといいま すか、当然のごとくデメリットは克服していか なければならないということであります。

ほかの自治体では、随意契約ガイドライン、 プロポーザル方式実施基準等マニュアルを設け て運用しているところもあります。当町におい ても、上記デメリットを克服するために、早期 にマニュアルを設けて運用するべきではないの かなと考えておりますが、いかがでしょうか。

# 議長 企画課長。

企画課長 随意契約のデメリットとマニュアル整備についてのご質問にお答えします。

初めに、デメリットとして挙げられました予算の効率化につきましては、現在のバス運行にかかる費用と今後の費用の試算を精査した上で、提案上限額を設定してございます。

次に、公平性、透明性につきましては、先ほ ど答弁した内容でございます。

最後に、客観性につきましては、選考に当たっての審査基準は、国土交通省が提示しているコミュニティバスの導入に関するガイドラインを参考に、外部有識者の確認も得て作成していることから、議員ご指摘の3点には対応できているものと考えております。契約の方式やマニュアルの有無にかかわらず、予算の効率化、公平性、透明性、客観性については、常に意識していかなければならないものと考えております。

# 議長総務課長。

総務課長 私のほうから、随意契約についてお答 えしたいと思います。

随意契約については、地方自治法施行例及び 西和賀町財務規則にそれぞれ規定が定められて おります。地方自治法第234条第1項では、売 買、賃貸、請負、その他の契約は一般競争入札、 指名競争入札、随意契約または競り売りの方法 により締結するものと規定されており、第2項 では指名競争入札、随意契約または競り売りは 政令で定める場合に該当するときに限り行うこ とができると規定されております。また、地方 自治法施行例第167条の2第1項では、随意契 約によることができる場合について9項目規定 しております。

町では、随意契約は特例の措置として、地方 自治法施行例第167条の2第1項に該当する場 合にのみ認められた契約方法であることを十分 に認識し、町財務規則の規定に基づき、公平性、 競争の原理、適正履行の確保を図るため、随意 契約の場合においても予定価格を定め、見積り を徴するなど、適正な制度運用に努めていると ころであります。

なお、町の会計事務研修において、職員への 周知徹底を図っているところであります。議員 がお話しされましたマニュアルの作成について は、職員へのさらなる周知徹底を図るためにも、 他自治体の取組状況等を踏まえ、作成に向け、 取組を進めてまいりたいと考えております。

#### 議長 髙橋輝彦君。

6番 ぜひマニュアル等設けていただければと いうふうに思います。

今9項目というお話がございました。解釈の 仕方の違いなのかどうか、その点疑問に思う部 分がございますけれども、初めからマニュアル 等に定めておけばよろしかったのかなというふ うな思いがございますが、今回の公募型プロポ ーザルでの選考審査委員は、当町の行政職員が 4名と民間人1名の5人と伺っております。民 間人の方が入っているので、客観性等、公平性 等保たれているというようなお話でございまし たが、ほかではやはり一般的に行政職員の比率、 構成員の比率が高いということは、公平性、客 観性とも疑われるとされておるわけであります。 こういう点は、すぐに改善できる点ではないの かなというふうに思っております。こういう高 いリスクのものは、今後は避けていくべきでは ないのかなと思っておりますが、どのようにお 考えでしょうか。

# 議長 企画課長。

企画課長 それでは、審査員についてお答えしま す。

審査員については、本事業に関連する各課の職員とし、利用者の視点に立った審査ができ、かつバス運行の内容を理解している者を選定しております。行政職員は、地方公務員法第30条において、全ての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないとされており、私ども職員は常に公務員としての倫理感を持って職務に当たっておるところでございます。このことから、行政職員が審査委員として今回のプロポーザルに対応したことについては、公平性のみならず、適正な審査をするために必要な選任であったというふうに考えております。

#### 議長 髙橋輝彦君。

6番 そういうような考え方もあるのでしょう けれども、ほかの自治体では構成員はほぼ民間 の方、大学の先生とか、そういうのに詳しい先 生方が入っておられるということであります。 例えがちょっと違うかもしれませんけれども、 例えば第三者委員会の中に身内の方々の構成員 が多いというようなものと同じではないのかも しれませんけれども、周りから見るとそのよう に見られてしまうということだと思っておりま す。今後、やはりこの点については考えていく べきではないのかなと思っております。公平性 が疑われれば、やはり透明性や客観性も疑われ まして、契約自体疑われかねないわけでありま す。このような事態、リスクを回避するために、 やはり先ほど来言っているマニュアルを作成し て活用することが大事ですし、実は周囲からも 求められているのではないかなと思っておりま

す。

他自治体では、先ほども言っておりますが、 実行しているわけであります。今後マニュアル 等作成に取りかかるということでありますので、 よろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、山伏線運行についてであります。 1点目です。昨年10月より、山伏線は実証運行がされております。この契約も随意契約でございました。随意契約になった経緯、理由、前に1度あったかと思いますが、改めてお伺いしたいと思います。

# 議長 企画課長。

企画課長 それでは、山伏線の運行についてお答 えしたいと思います。

令和2年10月の契約の経緯についてでございます。令和2年3月、岩手県交通が広域路線として運行している北上線と山伏線の2路線を9月末で廃止する届を提出した旨の連絡が県を通じてありました。当初私どもは、北上線のみの廃止を想定していたものでありましたが、山伏線も併せて廃止する届であったため、山伏線の利用者の把握や廃止による影響の度合いなどの調査を行うための時間を必要としたものであります。

北上線については、利用者が1日平均1人程度であるということと、JR北上線が代替路線としてあることから、バス路線の廃止はやむを得ないものと判断はしておりましたが、山伏線については盛岡まで利用している人が四、五人程度いるという状況であることを調査で把握し、当面継続的な運行が必要であると判断したところであります。

令和2年10月からの運行を継続するためには、 7月中に運行内容を決定し、西和賀町地域公共 交通活性化協議会で承認を受けた上で、8月中 には岩手運輸支局へ申請する必要がありました。 このため、対応方針や運行内容の検討に当たっ ては、県及び運輸支局などの関係者の協力を得 ながら進めてまいったところであります。 町では、町営での山伏線の運行について、県 庁交通政策室に相談するなど対応し、県内他市 町村の取組事例などの情報を紹介していただき ました。特にも北上市などの詳細な取組情報を 提供いただくなど、山伏線の運行に向けた検討 を重ねてまいったところであります。

その結果、実証運行による手続が現実的な対応であると判断しましたが、利用者の把握や廃止による影響の調査、町営での運行方法の検討、関係機関との協議に相応の時間を要したため、競争入札に付した場合、10月からの運行が極めて困難であったことから、随意契約したものであります。

# 議長 髙橋輝彦君。

6番 町にとって、町民の利便性の確保のためにいろんな部署を駆け巡って、大変な思いでこの実証運行に至ったという、災害時級までとは思いませんけれども、そういう出来事だったという認識から随意契約に至ったということだと思います。町のそういう判断ということであれば、これはあり得るのかというふうに思っております。

2点目です。山伏線の実証運行はこの4月からも半年間継続するのだということであります。 もし随意契約するのであれば、そのさらなる理由、また③の先ほど申し上げたマニュアルを活用した随意契約、この事業から当たるべきではないのかなと考えますが、いかがですか。

# 議長 企画課長。

企画課長 令和3年4月の契約方法についてお答 えしたいと思います。

貸切バスの料金は、東北運輸局からの通知により定められていることから、4月以降の運行に当たっては、現在の受託者から参考見積りを徴収したところ、国が定めた最低料金での積算となっていたことから、価格競争の余地はなく、またこれまでの運行実績が良好であったことから、同事業者と継続して契約することが合理的であると判断し、競争入札に適さないものとし

て、随意契約を予定しているものでございます。 議長 総務課長。

総務課長 私のほうからは、マニュアルの活用に 関してお答えいたします。

随意契約のガイドライン等のマニュアルの作成に当たっては、先ほどお答えいたしましたけれども、他自治体の取組状況等を参考にしながら検討を進めたいと考えております。まずは、担当課である総務課において素案を作成し、その素案に基づき庁内での協議を行い、原案として取りまとめ、次年度からの運用を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

# 議長 髙橋輝彦君。

6番 まさに状況を考えれば、この事業は随意 契約に付する場面かなというふうに思います。

それにしても時間がないということであります。マニュアルは取りあえず、先ほど言われたように、ほかの自治体のものを引用して、暫定的なものでもよいのではないかなと思っております。マニュアルがない状態で契約を遂行するより、やはり暫定的でもそれに沿って進んだほうが、先ほど述べたリスクというものを考えれば、間違いが少ないのかなと思っております。不要な事態を招かないで済むかと考えます。来年度ということの思いでよろしいのでしょうか。

# 議長総務課長。

総務課長 お答えいたします。

マニュアルに関しては、先ほどお答えしたとおり、手順を踏んで、まず担当課である総務課で素案を作成し、庁内で協議を行い、原案として取りまとめ、次年度からの運用という形で、なるべく早期にマニュアルの策定をしたいと考えております。

もう一点、ほかの自治体のものを参考とした 形でのマニュアルの運用というふうな話であり ましたけれども、まず先ほど来申し上げており ます地方自治法施行例等にきちんと該当すると いうふうな判断ができれば、適正に運用はされ ているものと考えておりますので、まずはその 点をきちんと対応しながら、そしてマニュアル を作成し、そのマニュアルを職員のほうに周知 徹底し、適正に対応していくというふうな考え 方で進めていきたいと思っております。

#### 議長 髙橋輝彦君。

6番 マニュアルはその自治体の、結果的にそ の時代に合ったものに都度改定していく必要が あるだろうと思っております。ぜひ早期の活用 をお勧めいたします。

3点目です。山伏線の半年間の実証結果をまずは伺います。

#### 議長 企画課長。

企画課長 実証結果についてお答えします。

令和2年10月から1月末までの運行結果になりますが、一月当たりの利用者数は平均62人の利用でございました。1日当たりでは、往復の平均になりますが、5人の利用という状況になってございます。最大で1日往復ですが13人利用されたという場面もございます。これまで51日間運行してございますが、利用者がなかったというのは2日間となってございます。

利用の目的でございますが、病院への通院で あったり、大規模商業施設での買物などが主な ものというふうになってございます。

以上でございます。

# 議長 髙橋輝彦君。

6番 この事業は、1年間に換算しますと 1,000万近くの事業でございます。週3日の定 期便での運行となっております。時には2日間 ということでありますが、空車で走ることもあ るということでございます。

公共事業では、やはりあるものをできるだけ 無駄を省き、しかも利便性の向上を考える必要 があると思っております。例えば完全予約制や 利用者の状況に応じて臨機応変な運行ルート等 も視野に入れて、事業者との契約の仕方等を含 め、様々なシミュレーションをこの9月までに しておく必要があるのかなと思っております。 今までの半年間の実証運行をそのまま繰り返されるのかどうか、その辺考えを伺いたいと思います。

#### 議長 企画課長。

企画課長 先ほど利用状況を申し上げましたが、 半年間の利用状況では、利用者から便が減って も運行してありがたいであったり、なくなって は困るというような意見もいただいております。 まずは、1年間実証運行が必要だというふうに 町では判断しております。このことから、あと 半年間実施したいというふうに考えておるもの でございます。

議員ご指摘のとおり、今後の経費の削減や利便性の向上を目指して、運行方法を今後検討してまいりたいというふうに考えております。

# 議長 髙橋輝彦君。

6番 ぜひいろいろな広報、シミュレーション 等やっていただきながら、やはり利便性の向上 は図っていくべきものと思っておりますので、 よろしくお願いいたします。

次に、西和賀高校が作成しましたまち・ひと・しごと図鑑についてであります。昨日も2名の同僚議員により、立て続けにまち・ひと・しごと創生総合戦略策定についての一般質問がございました。町にとって非常に重要なワードだということの表れだと思っております。

また、今回初めて当町でSDGsというワードが出てまいりました。持続可能な開発目標ということで、2030年までにその目標を達成しようというものですが、私たちは少しこれに関して出遅れた感が否めません。これからでも早急に研修等の機会を設けて、全庁でこのSDGsについて知るべきではないのかなと思っております。個人で、あるいは地域で、あるいは学校または町で、おのおの目標達成を目指すことが求められております。そして、全ての取組が皆つながっているのだということであります。

西和賀高校が作成したこの図鑑は、広い分野 においてその起爆剤になるものとして活用でき るのではないかな思っているところでございます。

そこで1点目です。この図鑑作成については、 各種メディアに取り上げていただきまして、評価をいただいているところと思います。 町はどのように捉えているのか伺います。

# 議長教育長。

教育長 西和賀高校が作成したまち・ひと・しご と図鑑についてお答えさせていただきます。

西和賀高校で学びたいという生徒をこれから 広く募集して、併せて町の活性化のために魅力 ある高校づくりを、在り方を検討している中で したが、とてもすばらしい学びであり、図鑑で あるというふうに考えているところです。

西和賀高校では、人生100年という中で、自分の将来設計に意欲を持ち、心豊かで地方創生に貢献できる人材育成を目指して、総合的な探究の時間において、いのち輝く百年創造塾の取組を展開しています。今年度は、西和賀高校の1、2年生が町の地域おこし協力隊の皆さんの応援を受けて、町内で働く方々にスポットを当て、取材を通じて町の魅力を発見し、その内容を記事にまとめ、これを図鑑にして町内外に発信する取組をしております。作成されたこの図鑑は、町内の小中学生のほか、西和賀町を知りたい町外の方々への資料としても活用できる冊子であることを認識しております。

先日行われた1月21日の銀河ホールにおける 完成発表会では、その内容と、生き生きとそこ で発表する生徒の姿が、この取組が生徒たちと 町の方々を仕事という視点から交流をつくり出 したこと、それと生徒が生き方についてしっか り向き合う機会になったと感じているところで す。

この仕事図鑑づくりは、さらにテーマを絞り、 発展させたいと伺っているところです。この実 践が町内外の小中学校や西和賀町の活性化にと っても新たな魅力につながるカリキュラムと捉 えているところです。 以上です。

# 議長 髙橋輝彦君。

6番 ありがとうございます。本当にすばらしい取組をしていただいたなというふうに思っております。町の地域おこし協力隊とがっちり協力し合ってつくり上げてあげたということでございますし、またさらにこれを発展させるのだということでございます。

町が西和賀高校とこのようにコラボレーションすることの効果を考えれば、高校生が町に少しでも興味を持ってもらうことにより、ふるできれば、将来町にとを意識しても関係人口につながっていただくとっても関係人口につながってくるものとさができ、地方創生につながってくるものとさいう思いがあることは将来の支えにもっております。また、このようなコラボレーションはメディアに興味を持っていただいており、戦略効果がとても高いと思われます。これらのことを踏まえて、2点目をお伺いします。

今回西和賀高校より、町にとってすばらしい 財産をつくっていただいたなと思っております。 これを活用して観光商工面、U・Iターンの勧 誘、それから地域の活性化へとつなげていくチャンスではないのかなと考えております。各課 に考えがおありなのか、また既に取り組んでいることがあればお伺いします。

# 議長教育長。

教育長 まち・ひと・しごと図鑑を活用した町の 取組についてお答えしたいと思います。

議員のお話のとおり、この図鑑は西和賀町やここに暮らす人々のすばらしさを引き出してくれる町の財産であり、地域の活性化や魅力的な西和賀高校づくりにもつながるものと思っております

繰り返しの答弁になってしまいますが、図鑑づくりは今後も西和賀を支えてきた健康、福祉、 農業、林業、商工業、6次産業、観光業等など、 テーマを絞って取り組む予定であることから、 学校と各課の連携の推進が今後図られるものと 考えております。

具体的にこの図鑑を活用しての取組について、各課に考えあるか、既に取り組んでいるかというご質問ですけれども、もっと西和賀町を知りたい方やUターン、Iターンを希望する方へのPR資料、それから観光の資料への活用も狙っている一つとして作成されているものと伺っておりますので、今後活用については、完成された図鑑とこれから作られる新たな図鑑づくりを通して、学校と各課で検討を重ねていけるように推進してまいりたいなと思っております。

高校のほうから頂いた資料等読ませていただきますと、校長先生のお話も聞いたところなのですが、Uターンして農業をされている方々、どうして来たのかなというようなことを掘り下げていって、これからUターンを希望される方々の資料となればいいなということとか、福祉の未来についての会議を開いて、それを資料とするというようなお話等も今後の見通しとしているいろあるようです。そこ辺りを各課にも協力していただきながら、推進を図っていけたらというふうに考えております。

以上です。

# 議長 髙橋輝彦君。

6番 ありがとうございます。今の教育長の話を受けて、今の時点で例えば観光商工課長、それからふるさと振興課長さんの今のお考えがあればお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

# 議長 観光商工課長。

観光商工課長 ご質問ありがとうございます。私 もまち・ひと・しごと魅力図鑑は見させていた だいて、残念ながら発表会にはちょっと伺えな かったのですけれども、当課からは地域おこし 協力隊として来ていただいている広瀬協力隊員 に全面的に協力をしていただきました。そうい った中で、様々生徒たちの新しい視点の中で見 ていただいたことをしっかり魅力として図鑑に していただいたのだなというふうに感じておる ところです。

観光面においても産業面においてもそうなのでしょうけれども、様々なこのような視点の中で、取り入れていけるところはしっかり取り入れていきながら、対応させていただきたいというふうに考えておりますし、今教育長も申したように、さらに掘り下げていく、1年で終わるような事業ではないようですので、さらにそれぞれの分野を掘り下げていくことで、また使えるもの、活用できるものを我々としても考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

# 議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 私のほうからもお答えいたしますけれども、私も完成発表会のほうに参加させていただきまして、図鑑のほうも見まして、今回この図鑑には25人の方が取り上げられているということで、中にはもともと町に住んでいる方もいれば、移住されている方もいるということで、非常に生徒の皆さんにとってもすごくい学習の機会だったと思いますし、内容的にもまず町の方々がこれを見ると元気をもらえるというふうに思いますし、あとは例えば出身者の方であれ、出身者ではない方でも、この図鑑を見ることで西和賀町にすごく大きな魅力を感じてもらえるのではないかというふうに捉えております。

今回ふるさと振興課は、協力隊の統括課ということでしたので、西和賀高校の校長先生から 私のほうにお話いただきまして、各課の協力隊 に呼びかけまして、皆さん協力して、このよう な形で立派な冊子ができたというふうに考えて います。今後もまだ続くというようなこともあ りますので、協力隊の意向にもよるのですけれ ども、求められる部分であれば、やっぱりそう いうところで協力はしていきたいというふうに 考えているところです。 以上です。

# 議長 髙橋輝彦君。

6番 またさらに次年度に向けてこの事業が、 プレッシャーがかかるとうまくないのですけれ ども、楽しいものとなっていくのではないかな というふうに思っております。

3点目です。これを機にさらに高校、地域、 行政の3者が連携を強化していかなければなりません。これは、県教育委員会も提唱しており、 これが確立されているか否かは高校存続に大き く関わってくるとのことであります。当地域出身の生徒が我も我もと入学する高校を目指さなければなりません。令和4年度に向け、既に新しい事業の準備は始まっているものと思っております。3者が連携し、プランを着実にこなしていかなくてはなりません。これはやはり、西和賀高校の意見や意向を十分確認しながら、また交換しながら、行政が率先して推進していかなければならない場面が多いのだろうと思っております。特に生徒の県外募集、山村留学は町の事業でございます。方策をお伺いいたします。

#### 議長教育長。

教育長 3者の連携強化による今後の取組についてお答えしたいと思います。

これまでの連携の取組を継続していきますし、 今後においても次の3点のことを特に進めたい と考えております。まず1つ目ですが、繰り返 しにはなりますけれども、西和賀のよさを生か した魅力ある事業づくりの支援と県外募集の推 進になります。地域のよりよい人材、資源を生 かして作成した今回の図鑑と同様、学校と地域 が協働して事業を展開し、生徒にとって新たな キャリアを生む魅力ある授業づくりのための支 援をしたいと考えております。そして、その授 業を柱に、県外募集を推進していきます。その 実現のために、令和3年度の新規事業として、 新たに西和賀高校と協働した地域人材育成事業 を当初予算に計上しております。

2つ目は、生徒の活動や学校の実績などの情

報を伝えられる広報活動に力を入れてまいりたいなというふうに思っています。今後も魅力ある事業から様々な成果が期待できます。その活躍をタイムリーに、そして積極的に町の皆さんや町外の皆さんに発信できるように、学校と町が連携していきたいと考えているところです。また、引き続き町内外の中学生にも西和賀高校の魅力を伝えていきたいと考えているところです。。

3つ目になりますが、確かな就職、進学の実績づくりの支援になります。現在行っている学習支援や語学研修及び進学、就職等の各種試験や検定の助成を継続して、そこで培った様々な学び、資質、能力を遺憾なく発揮できるように学習環境づくりを支援し、生徒の夢の実現に向け、しっかりとした進路指導の充実を図ってまいりたいと考えているところです。

このように、高校、地域、行政としっかり連携し、西和賀の生徒が町のよさを学び、魅力ある学校発信し、町の活性化の推進者や後継者となる、そのことも視野に入れながら取り組んでまいりたいと考えているところです。

以上です。

議長 髙橋輝彦君。

6番 ありがとうございました。

最後でございますが、この件に関しましては 何といいましても、町長の思いも十分反映され ていかなければならないのではないかなと思っ ております。町の存続と高校の存続は並行、同 じであるというふうな発言も今までされており ます。町長の思いを最後にお聞きしたいと思い ますが、いかがでしょうか。

議長 細井町長。

町長 ただいま髙橋輝彦議員さんから、このし ごと図鑑づくりということで、画期的な取組に ついて取り上げていただき、質問をいただいた ところでございます。これは、誰が見るにも非 常にやはり大変な活動に着手したということの 高い評価をいただけるものというふうに確信し ております。

そして、私の思いですけれども、この立派な 図鑑ができました。この立派な図鑑を活用して 何かをやるということも非常に大事ではありま すが、この図鑑をつくり上げるために行動を起 こした高校生、そして取材を受けた住民の皆さ んとの接点、そこにおける人と人との感動とい いますか、そのことをもっともっと表に出して 引き上げる。そして、地域住民が地元の西和賀 高校に対する評価をぐっと広げる、そこに結び ついていくことが一番であります。言ってみれ ば、やっぱり地元と今回の接点を持つことによ って、実際の高校生の活動見ることによって、 それをどんどん行動に、そして発言に結びつけ る住民力ですか、地域の住民の皆さんには、ぜ ひそこを期待したいし、今後の活動においてど んどんそういう接点を持っていただきたいと願 っているところでございます。

まず、今回は第1回目でございますので、今回接点を持った皆さんには、改めて地域の高校の評価、高校生の評価、そして自分も参画し、そのことを声を上げて皆さんに呼びかけるという活動に結びついてほしいし、そういう方向に我々も仕掛けていかなければならないというふうに思っているところでありますので、よろしくお願いいたします。

議長 髙橋輝彦君。

6番 ありがとうございます。あらゆる方面より、適材適所で協力を求めながら、もう一つはタイムスケジュールに合わせながら、確実に、着実に進めていただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。終わります。

議長 以上で髙橋輝彦君の一般質問を終結いたします。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたしま

午後零時 0 0 分休憩午後1 時 0 0 分再開

議長休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順7番、刈田敏君の質問を許します。

刈田敏君。

1番 こんにちは、刈田敏です。3月定例会2 日目、7人目、最後の質問者となります。お疲れのところだと思いますけれども、お付き合いのほどよろしくお願いしたいと思います。少しでも前進できることに期待して、議論してまいりたいと思います。今回は大きく3つの質問を用意してきましたけれども、最初から質問してまいりたいと思います。

最初の質問は、地域自治組織及び公民館と町のあり方についてであります。条例改正のため、公民館というものがなくなったということはそのとおりでありますけれども、聞いている方もちょっと分からなくなることもあると思いますので、地区集会所、公民館という形で一緒に申し述べることもあると思いますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

質問に入ります。令和4年度より進める地域 自治組織及び公民館と町のあり方について伺う ものであります。これまで行われてきた行政区 や地区協議会の在り方について、どのように分 析されているのか、また活動、それから支援等 について伺うものです。よろしくお願いします。

# 議長 細井町長。

町長 ただいまの刈田議員さんからのご質問は、 地域自治組織及び公民館という分野でございま すので、担当している課長のほうから答弁を申 し上げます。

# 議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからお答 えいたします。

地域自治組織である行政区と地区協議会としての観点でお答えいたします。地域自治組織、いわゆる自治会は、それぞれの地域で住民相互の協力、親睦のために、行政とは別に任意でつくられた自治活動を行っている組織というものでございます。旧沢内村地域における行政区、

旧湯田町地域における地区協議会がそれに当たるものと考えております。それぞれの地域において、地域の生活や暮らしを守るため、新年会や雪あかり、盆踊りや敬老会などの各種行事の実施のほか、堰普請や道路の草刈り、花壇整備や地域除雪など、町の魅力づくりや環境整備、地域課題の解決などに取り組んでいると理解しております。

その一方で、少子化、高齢化が進み、地域行事に参入する人が減ってきていることや、自治会の役員、地域除雪など、仕事の担い手が不足していること、また活動資金が厳しくなっていることなど、多くの課題が出てきているものと認識しております。

町では、自治活動交付金のほか、コミュニティー助成等のあっせんにより、地域活動の維持、活性化を支援しているところでございます。

以上です。

# 議長 刈田敏君。

1番 これまでの地区、それから協議会等は、 長い歴史の中で、やっぱり町、村をそれぞれ支 えてきたものであります。これがほかに比べて 多いということは、分からないでもないですけ れども、これまで大きな改善もなく、いきなり 来年度から活動していくということに関しては、 かなり住民の方々も困惑しているように見て取 れます。何といっても説明によると、個々の負 担が増していく状況なのが目に見えるような形 であります。

公民館の維持は、多くの費用がかかることは 目に見えていることで、各自治組織がお金を捻 出していくには、現在のところ個人負担でしか ないような状況であります。理想的には、自治 組織が事業等で利益を確保し自立できれば、目 的に沿ったものになると思いますけれども、全 ての組織ができるには、まだまだ時間がかかる と思いますし、それぞれ個人差等があると思い ます。今後についての金銭的な支援については どのようにお考えなのか、お聞きします。 議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、現在29の行政区に1自治組織といういうようなことで、29の自治組織というところでお話しすると、まず財政的な支援といたしましては、自治活動交付金というようなところで町が交付をして、自治活動の支援を行っているところでございます。また、今回の提案にありました公民館の集会所というような部分でいきましても、公民館にかかっている維持管理経費というようなところにつきましても、同じように交付をしていきたいというふうには考えているところでございますので、まず今の現状の交付額というものを確保しながら、支援をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 説明会が新町地区でも2月22日にありまして、時間延長まで諮りまして、なかなか当局側の答弁がまだ定まっていないところや疑問点が多かったと思います。支援については、今後きちっと検討していくということなのか、その点をお伺いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 まず、自治組織に対する支援 ということですけれども、今お話ししました財 政的な支援につきましては、一括交付金という ことで交付をさせていただくということは説明 しているとおりですし、あと人的支援という部 分でいきますと、集落支援センターの設置によ って、そこに地域担当職員ですとか、集落支援 員を配置するということで、役職員等の負担軽 減などにもつなげていきたいというふうに考え ているものです。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 集落支援については、また後ほど質問してまいりますけれども、次の質問に移りますけれども、これは説明書等にありますけれども、

町のあり方検討の経緯について、総合的に見直 しする必要が明らかになったということを述べ ていますけれども、この辺を具体的にご説明願 います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

町は、これまで行政区長や公民館長を町の特 別職非常勤職員として業務を委嘱してきました が、昨年4月に改正地方公務員法が施行され、 見直しが必要となりました。その対応として、 地域自治組織や公民館の現状や課題を整理する 中で、地域自らが取り組まなければならない課 題が増えており、地域の課題対応力の強化が求 められていること、少子高齢化が進み、地域で 活動できる人材が不足してきており、個人への 負担が大きくなっていること、そのほか町の財 政環境が厳しさを増しており、町から地域への 支出も取捨選択が求められていること、また公 民館の設置数が多く、老朽化が進んでいること などがあり、改正法への対応にとどまらず、総 合的な見直しが必要であるというふうに考えて いるところです。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 全くそのとおりでありますけれども、やっぱり持続していく地域をつくっていくには、これは必要なことでありますけれども、あまりにも急激な変化によって、対応できるのかどうかというのが非常に心配なわけで、次の質問に行くわけですけれども、実施計画が延びた理由について、令和4年度以降順調に実施するための進め方についてのスケジュール等についてお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

今回の検討の中で、当初見直しの対応のうち、 できるものは来年度から導入、変更していきた いとしておりましたけれども、外部検討委員会 等での意見として、現在の行政区長、公民館長 の任期は令和4年3月までの2年間となってお り、任期途中で制度が変わることになり、町か ら委嘱を受け引き受けたものの業務が中途半端 なものになってしまうのではないか、また各自 治会の役員の選考は2年サイクルで、令和4年 3月までで決めているところが多く、途中の見 直しは自治会運営に支障や混乱が生じるところ もあるのではないかといったご意見が多数あり ました。ということで、まず制度自体は令和3 年度に整備し、令和4年度の施行に向け、各地 域において改めて運営の在り方ですとか、相談 していただくという必要な期間を設けまして、 情報提供、集落支援センターの設置の準備と、 支援員の選任等について、そういう部分につい ても地域のご協力をいただきながら進めていき たいというふうに考えております。

以上です。

# 議長 刈田敏君。

1番 今回この公民館条例と、それから新たに 自治組織の条例が認められたわけですけれども、 時期的に今やらなければいけなかったのか、そ こをちょっと確認したいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、先ほど説明したとおりでございますけれども、令和2年度に地方公務員法の改正というところで、行政区長ですとか公民館長の位置づけというものが変わるというところを契機として、それに対応した町の関わり方というのも見直しをしなければならないというところでした。それは、やっぱりこの法律の改正に伴いまして、準備等をしても令和3年度には進めなければならないものというふうに考えておりまして、そういうことで制度を定めて、そして施行についても3年を目指したというものでございます。

ただし、検討の過程において、先ほども説明 したとおり、地区の役員の方々から、やっぱり 年度途中というか、任期途中での改定は本当に 地域にとっては混乱を引き起こしてしまうのではないかというような意見が圧倒的にあったことから、まず制度はしっかりと決めて、その中で令和4年度の施行に向けて、地区の中でもじっくりと相談をしていただきたいというふうに考えたものです。

以上です。

#### 議長 刈田敏君。

1番 聞き方というか、こういう聞き方しかできなかったのですけれども、年度途中というのは話は伺っておりましたけれども、それについては理解できますけれども、そのまま移行した時点ですぐできるのか、要するに先ほど質問しましたけれども、スケジュール、具体的なスケジュールと、または常にそのたび協議していくようなことであれば、またそういうこともあると思うのですけれども、具体的に今どのような1年を計画しているのか、その点お伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、自治組織の役員の関係につきましては、 まず今回の提案ということになりますので、要 するに、例えば令和4年の4月から新たな役員 に替わるとなれば、それは令和3年度中の、要 するに令和4年の3月の総会で決定するような 形になると思いますが、それ以前に地区のほう では、様々な機会を通じて今回の制度というも のの理解に努めていただくようなこととは思っ ております。

また、公民館につきましては、今いろいろ修 繕の関係で各地区にお問合せをしていると思い ますけれども、大体修繕の方向性というような ところを受けて、またどういうような負担の在 り方をするかというようなところは、令和3年 度の9月あたりまでに答えを出していただくよ うな方向でと考えております。

また、自治活動交付金につきましても、これ までどおりの自治活動交付金に加えて、地区の 役員の区長報酬ですとか、公民館長報酬という 部分を上乗せした、上乗せというか、一緒にし た形で交付することになりますが、明細のよう な形で地区に令和3年度中にお示しして、まず その中身をよく理解していただいて、令和4年 度からどのような形でそれを、そのまま配分す る形もあるでしょうし、検討しながら進めてい きたいというふうに考えております。

以上です。

#### 議長 刈田敏君。

1番 その都度というか、令和3年度中にはき ちっとその辺は、自治交付金等含めて、きちっ と決着つけるということでよろしいですかね。

次にですけれども、集落支援員について伺う わけですけれども、集落支援員の仕事の内容に ついては、説明書等にも書いてありましたけれ ども、もうちょっとかみ砕いて説明できないの かなということがありますけれども、住民が集 落支援員さんがいらしたときに何ができるのか というあたり、集落支援員の仕事の内容と、そ れからその支援員の採用についての考え方、そ れから採用方法についてお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、集落支援員の仕事の内容といたしましてですけれども、町内6か所に設置予定の集落支援センターに勤務するもので、町行政に関する地域の声の収集、町行政に関する相談の聞き取り、地域住民への町行政情報の発信や広報、一括交付金の交付等の窓口担当ですとか、地域自治組織が行う地域資産の管理、保存に係る支援、あと住民のデジタル化の支援というようなことで、デジタルサポーター的な役割を想定しております。

集落支援員は、会計年度任用職員として町が 募集、採用するもので、まず町が想定している 業務ができるように、また地域に溶け込んで地 域活動の支援の担い手になれるような人材の採 用に向けて、地域からの情報もいただきながら、 採用に取り組んでまいりたいというふうに考え ております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 これは区長さん、それから協議会長さんがやってきた仕事、相談を受けるとか、そういうことあるのですけれども、あえてなぜこの集落支援を今西和賀町で取り入れようとしているのか。どうも予算ありきなのかというようなところもありますけれども、かなり必要とされますし、これは機能は果たすと思う、すばらしいことだと思うのですけれども、逆な感じでいくと、どうもしぼんでしまうのではないかなという思いがします。集落支援員を今回入れようとした最大の目的というものは、どのようなところなのかお聞きします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

集落支援員ということでございますけれども、 まず地域のほうで令和元年度にヒアリングなど も行いながら、その状況を確認してまいりまし たけれども、その中ではやっぱり人口減少によ ってという部分で、地域活動が少し停滞してき ているとか、あとは役員の負担が重くなってい るというような部分があります。

そういうようなところで、確かに地区にはそういうふうな代表者となる区長ですとか、協議会長というような部分、重要な役割の方々はいるのですけれども、その方々の業務を少し負担軽減を図るように手伝えるような部分というのも必要だというふうに考えておりますし、あでやっぱり令和元年度にふるさと振興課のほうで集落点検というようなことでヒアリングを実施したわけですけれども、そういう部分の聞き取りというのが、やっぱりこれまでそうそうやってこれたということが最も大事だというふうに考えているところでございます。

また、やっぱりこれまたヒアリングの結果な

どを受けてというところになるのですけれども、 お互いの地域の情報を知りたいというような意 見もございまして、そういう部分で集落支援員 がそれぞれの地域の情報を把握しながら、協力 体制のほうに結びつくような形で提供できれば いいというふうにも捉えております。

また、地域の住民の方が自ら情報発信をしたり、あとは情報を満遍なくというか、滞りなく受けられるというような仕組みづくりというのも大切だというふうに考えて、そういう部分の活動支援というところも重要な部分と考えています。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 集落支援に関しての選出というか、選定 なのですけれども、これはやっぱり地区になじ まないと、どうもそこで壁ができてしまうと思 うのですけれども、協力隊等いろいろ話があり ますけれども、地区で選出というか、そういう 形でこの人が欲しいとかということは可能なの か、その点をお伺いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、基本的に公募というようなことでは考えています。ただし、やっぱりなかなか応募があるかというと、そこもちょっと難しいところもあるというふうなこともありますし、先ほど議員がおっしゃったとおり、その地域になじむというか、打ち解けるような、そういう人材という方も大事だと思いますので、まず状況を見ながらという形にはなると思うのですけれども、候補となる方がいれば地域からお聞きするということもあると思いますし、そういうところで募集のほうは、募集とその地域からの協力を得てというようなところで、併せて進めたいとは思っております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 1点目としては、そういうことになると、

全地域にいるところといないところが出ること もあると思うのですが、その辺はどういうこと なのかということと、その条件、地域の中でこ の人がいいとかと推薦するようなこともあり得 るのか、その点どうですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、地域のほうからそういうふうに推薦していただくというのはあり得るというか、ぜひそういう推薦される候補の方がいればしていただくというふうに考えていますし、それと併せて公募もしながら、調整というのは出てくるかと思いますけれども、いるところといないところもあって、そこはちょっと状況見ながらということになりますけれども、併せて進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 その状況を見るということは、いるところといないところがあって、これを進めていくとなると、ちょっと理解に苦しむのですけれども、どういうことですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 例えばある地域によっては候補者がいて、その方をというところで、いろいろ採用については面接などもしながらというふうに思っていますし、あといないところについても、公募のほうで応募いただくように努めて、6地区全て一気にスタートできるかというと、集まり具合というのもちょっと今のところでは確実なところは言えませんので、ただし6地区一気に、一緒の時期にスタートできるような形で採用できるように努めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 これからということなようですけれども、 支援員に関しても、地区公民館の一部を事務所 としてということで、ちょっと金銭的になって くるのですけれども、例えば新町地区の場合、 集落支援センターと地区集会室、このすみ分け、 そこに支援員が入ったときの管理、その辺を確 認したいと思います。

# 議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 集落支援センターにつきましては、6地区ということで、まずは今ある地区公民館を中心的な施設として配置させていただきたいというふうに思っているのですけれども、要するに施設の中の1部屋のような形の部分を借りまして、そこで活動をするというようなことを考えております。

実際のところ負担区分みたいなところはあると思いますので、そこはまだこれからの検討というふうになっております。いずれその施設全体が集落支援センターとなるということではなく、支援センターというか、集会所となる公民館の1部屋をお借りするような形で考えております。

以上です。

# 議長 刈田敏君。

1番 これからということでありますけれども、 非常にこれシビアな問題だと思います。玄関から入ってきてトイレを使って、水道、電気、この辺というのは非常に管理というか、管理費については問題が出てくるのだと思います。

新町地区の公民館についてちょっと例を挙げると、この条例はなくなったのですけれども、西和賀町公民館条例に基づき西和賀町立新町地区公民館併設新町公民館設置規約、これに基づいて10条においては管理人を置くことができますよと、これ町の条例と同じです。その中で、11条、公民館活動及び管理運営にかかる費用については、区費をもって充て、その額については毎年総会において決めるほか、町活動補助金及び施設利用料、寄附金を充てるということで、新町地区においては区費から捻出しております。

公民館の事業については、令和2年度分なのですけれども、利用回数が111回で前年比56%、

延べ人数が1,134人、前年比45.7%、かなり使用できております。これを管理人をお願いしまして、日中、夜、鍵の開け閉め、水道、その他もろもろの管理をしていただいております。掃除は利用した人たちが9時までに全部片づけて帰る、そういう運営をしていますので、新町公民館は西和賀町で一番きれいなところだと私は思っているのですけれども、それぐらい管理を行き届かせて、町のものだということで頑張ってきて、区費から管理人費を今まで捻出してまたのです。具体的に金額は言いませんけれども、それが平成18年度から管理費を町が合併して以降払わなくなったというのはそのとおりですけれども、何とかここを捻出していくということでやって、区民に負担をかけてきたのです。

今回集落支援センターができた場合、これは 範囲が広がっていくわけでありますので、その 辺の考え方というのはどういうことですか。地 区館を利用できるとかできないとか、管理に関 わることではどのように考えておりますか。

#### 議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

施設といたしましては、まさに今のような形、 区で決められた管理の仕方ということになると 思っております。ただ、町としては、例えばそ の財政的な支援として行っておりますけれども、 自治活動支援交付金の中にも1施設当たり幾ら といったような部分の交付算定もしております し、あと実際これからも公民館というか、集会 所化して維持される場合には、今かかっている 部分の負担を当面の間していくというような話 もしておりますので、そこの部分は変わらない ものと思っております。

ただ、集会所の中に、集落支援センターというような位置づけで1部屋お借りするというところにつきましては、改めてご相談させていただいて、そういうふうな負担の在り方というようなところをこれから決めさせていただければというふうに考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 これ新町地区公民館だけでなくて、6つ そうなってくると思うので、それについての経 費については今後相談するということですけれ ども、管理というのは非常に必要なことだと思 うのですけれども、そこも踏まえてということ ですか。管理費はもう出せないという、出せま せんということですか、その辺ちょっとお伺い します。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 まず、今考えておりますとこ ろは、先ほどからちょっと話をしているとおり、 集落支援センターという位置づけの部分でお部 屋を1部屋お借りするというところで、その負 担を町はするというふうなところを考えており ますし、また必要な、毎日開けるような形にな るので、冬期間は人が通れるような除雪とか、 そういう部分については、まず今考えていると ころです。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 必要ないということはないというか、今 後のやり取りだと思うのですけれども、もし自 分たちがやるとなれば、そういうことも可能だ ということですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 必要ないというのは、集落支 援センターの機能ということで……

(集落支援員の声)

ふるさと振興課長 まず、集落支援員につきまし ては、旧小学校区を単位にしながら、6地区6 人の選任をしながらということで、これはやっ ぱりその地区の意向を聞きながら、必要な支援 というような部分を考えて設置することにした ものですので、そこは各地区に1人、旧小学校 区に1人というような配置は行っていきたいと いうふうに考えています。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 集落支援については、まだまだちょっと 地区との協議が必要になっていくことだと思う のですけれども、これは何とか来年度からでき るようには相談していただきたいと思いますけ れども。

次の質問に行きますけれども、これに関わる 町職員が行う集落支援員の支援、助言とは、ど の程度を想定しているのかということをお聞き します。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

集落支援センターには、集落支援員のほか、 町の職員が交代で勤務することとしております けれども、町職員としての分担業務を集落支援 センターで行うという、いわゆるリモート勤務 の仕組みを考えております。したがって、本来 の業務を行いながらであるために、集落支援員 と同じ業務を担うというものではなくて、あく までも集落支援員の助言、支援ということでの サポートを考えております。

以上です。

議長刈田敏君。

1番 非常に分かりにくいのですけれども、そ の集落支援委員がいない場合、いないというか、 見つからない場合は、そこには行かないのだろ うと思いますけれども、そういうことでよろし いですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

配置につきましては、まずそこに2人、集落 支援員と職員は一緒にいるというふうに考えて います。集落支援員につきましても、ただそこ にいるだけでは、なかなか地域の声というのが 聞き取れないという部分もあると思いますので、 場合によっては自ら外に出てというようなこと もあると思いますし、そうなってくると職員を そこの集落支援センターの中に配置しながら、

例えば来る町民の方々の対応という部分も必要

になってくると思っております。ですので、まず2人セットということでそこに入ってくると いうふうに考えています。

以上です。

# 議長 刈田敏君。

1番 言いたいことは大体分かることと、あと 理想的にはすばらしいと思います。集落支援員 がいて、お年寄りたちが行っていろいろ話しし たりもできるとかということもあると思います し、できるのであればいろいろな書類等まで指 導してもらえれば、これは農業関係等もいいの かなと思いますし、本当にそれが理想だと思う のです。そこまで行くにはかなり時間がかかっ ていくのではないかなと思います。いずれスピ ード感を持ち、何とか進めるようなことを、や っぱり令和3年度、本当に住民の不安というか、 それがあると思うので、何とかそこを克服して やれるような体制でないと、ちょっと仕組みは いいにしろ、かなり難しいのではないかなと思 います。頑張ってもらうしかないのですけれど も、それに対してもやっぱり地区ともう少し協 議できる時間を取りながら、進めていただけれ ばなというか、それしか言うことないと思いま すけれども、それで頑張っていただければと思 います。

それでは、次の質問にまいります。第2次農業農村振興プランについて、昨日は同僚議員から8項目の具体的なことについて質問ありましたけれども、重複することもあると思いますけれども、質問したいと思います。

令和3年2月3日に開催された農政推進協議会において話題となった、第2次農業農村振興プランの情報交換の内容についてお伺いいたします。

# 議長 細井町長。

町長 ただいまの質問に答弁してまいります。 2月3日に開催されました農政推進協議会に おいては、町で捉えている西和賀町の農業の現 状を説明し、委員の皆さんの考えとすり合わせ を行いながら、次期3年間の行動計画作成のための重点項目の設定までを行いました。短期的なスパンで見ますと、農業農村の情勢はいまだに厳しいものがありますが、10年、20年の長期的スパンでは、明らかに状況が変わってきております。

西和賀町の農業産出額の減少に歯止めがかかり、法人経営体が増加するなど、西和賀に根づくという傾向も見られます。また、東日本大震災やコロナ禍で田園回帰の傾向はますます強まると見られ、西和賀町の様々な安全性は一つの強みになるものと考えております。こうしたことを踏まえ、農業農村が将来にわたって持続できることを最重点課題として、本年度中にプランを策定することとしております。

情報交換の詳細については、担当課長のほう から説明を申し上げます。

# 議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、私のほうからさきの農 政推進協議会で話題となった主要な事項につい て、何点か報告させていただきます。

まず、担い手の育成という部分でございますが、基幹的農業従事者の大部分が70歳以上となり、農業者が減少する中で、数少ない若手農業者が担う部分と、70歳以上の方が担う部分の役割分担の必要性について論議されました。また、後継者を残していくためにも、スマート農業の取組は本地域でも重要であること、どうしても大規模農業の機械化が先行しがちであるが、この地域に合った方法で開発していくことも必要ではないかといったご意見がございました。

次に、集落を将来にわたり持続するための体制についてですが、行政区、協議会、中山間、農地・水と多くの組織があり、その連携についてが話題となり、中山間地域直接支払交付金の集落機能強化加算の活用が鍵になる旨の論議がありました。

6次産業の拠点について、現状を変えるため にも、6次産業に限らず、西和賀の中心となり、 人の流れを変えられるような夢の持てる構想が 必要ではないかというご提案がございました。

まだまだいろいろなご意見をいただきましたが、現状の計画は細かく計画を立て過ぎて、実績を上げることができなかった部分も多かったので、いかに絞って実績を上げていくかを考えたほうがよいというご意見もいただき、次期重点項目8項目は妥当と判断していただいております。既に時間が少なくなってきておりますが、今年度中の策定に向けて作業を進めております。

# 議長刈田敏君。

1番 長期スパンでの農業の状況が変わってきているということでありますけれども、西和賀の農業状況がよくなってきているという点について、もう少し詳しく説明お願いします。

# 議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、大体10年前と比較して、 西和賀の農業指標がどうなっているかについて ご説明していきたいと思います。

何点か説明します。まず、担い手への農地集積の状況でございます。平成23年と令和元年を比べておりますが、10ヘクタール以上の経営面積を持つ農業経営体は、平成23年が14組織、このうち集落営農組合が2組合、法人経営体が2法人、10ヘクタール以上の経営面積を持つ、経営体の合計経営面積が288ヘクタール、水田1,600ヘクタールですので、これに占める割合が17.9%となっておりました。これが令和元年には、10ヘクタール以上の経営体24組織、集落営農組合8組合、法人経営体が5法人、上記経営体の合計面積が666ヘクタール、水田面積に占める割合が42.2%ということで、確実に大規模化あるいは法人組織の強化が行われているということでございます。

次に、これによりまして、町内の水田の作物 状況がどのように変化したかということでござ います。これにつきましては、平成22年と令和 2年を比べておりますが、水田面積1,600~ク タールというのはほとんど変わっておりません ので、主食用水稲の面積が139へクタール減少しております。ということは、逆に転作がそれだけ増えているということでございます。このほか、大きく増えておりますのは、大豆、ソバ等の穀物類、これが合計で250へクタール増加しております。逆に減少しているものとしては、永年性牧草、これは牛が減少しているということで、牧草の必要性がなくなってきているということもございますが、ここで100へクタール減少しております。

また、自己保全等、作物を作らない転作が60へクタール減少しております。平成22年は、転作面積に占める不作付の転作面積、いわゆる生産を生まない面積の割合が37.6%だったのが、令和2年には24.6%まで減少しているということで、永年性牧草あるいは不作付地が確実にソバ、大豆への転換がなされているということで、生産性が上がっているというふうに捉えております。

次に、西和賀町のリンドウの生産でございま す。平成22年と令和2年の販売額でございます が、JA花巻の販売額でありますが、平成22年 が1億9,400万、令和2年が2億1,900万、ほと んど2億円ちょっとで推移しております。ただ し、生産農家数は平成22年が109戸、令和2年 が57戸、半減しております。生産者はそれだけ 少なくなっているということでございますが、 逆に考えますと、1戸当たりの販売金額が大き くなっているということで、単純に割り返しま すと、平成22年が1戸当たり178万3,000円、令 和2年が384万9,000円と倍増しているというこ とで、農業振興センターで1,000万農家の育成 ということで頑張ってまいりましたが、平成22年 度は1,000万販売農家が零戸だったのが、令和 2年には5戸ということで、こういったことで も農家が頑張っていらっしゃるということが言 えると思っております。

# 議長 刈田敏君。

1番 大変長い説明ありがとうございます。数

字もかなりありましたけれども、私的には本当 に頑張っているのではないかなと感じておりま す。

今の答弁を聞いて、農家の皆さんも頑張っているということで、やっぱり農地や農村を守っていくことに本当に希望が持てたというか、町がそれに対してやっていかなくてはいけないのではないかなというような思いがします。

それでも農家数や就業人口は大きく減っているということですけれども、その点についての対策、展望等はありますか。

# 議長 農業振興課長。

農業振興課長 東日本大震災からあしたで10年と いうことになります。町長もおっしゃいました が、田園回帰の傾向につきましては、全国的に 広まっているということは、皆さんお認めのこ とと思います。ただし、東北地方、特に西和賀 のような豪雪の地域では難しいのではないかと いうふうに思っているというのがほとんどの方 というふうに思っております。私もその一人で はありますが、西和賀普及サブセンターで新規 就農者の統計を毎年取っております。それによ りますと、平成23年、震災のあった年から今年 までの10年間で、新規就農者38名、1年間に4 名ということになります。このうち雇用による 就農者が19名、Uターン新規就農者が19名とい うことで、ちょうど半分ずつということになっ ております。ちなみに、その10年前、平成13年 から平成22年までが16名ということでございま すので、倍増しているわけでございます。この 数字がそんなに大きくないというふうに捉えら れるかもしれませんが、震災前に比べて、震災 後はふるさとに帰ってこられる方が多くなって いるということでございます。

また、基幹的農業従事者、農業を主に働いている方ですが、令和2年の農業センサスによりますと、10年間で275名減少しております。ですので、4名が就農して27名減ですから、年間30名程度の農家の方々が農業をやめられている

ということになります。ですので、個々の農業 経営では、何回も申しておりますが、なかなか 立ち行かなくなっているということであります ので、ここは個々から脱却し、集落での農地の 経営といったものが必要になってくるものと思 っております。

#### 議長 刈田敏君。

1番 私も集落がやっぱり頑張っていかなくて はいけないということは感じていますけれども、 それについては何か対策等は考えられるのか、 お伺いします。

# 議長 農業振興課長。

農業振興課長 昨年3月に食料・農業・農村基本 計画が発表されましたが、地域をいかに維持し、 次の世代に継承していくかという視点が重要で あって、活力ある農村を実現するため、棚田や 田園風景が守られるよう農村政策を推進すると、 新たな視点を国が持って言っておりますので、 こういった傾向は我々に有利に働いてくるのか なと思っております。

今議会で取り上げておられますSDGs、持続可能な開発目標では、17の指標と169の目標と言われておりますが、落後者を出さないということが一つのテーマであります。ですので、農業経営をリタイアした高齢者の方々、この方々が持っている知恵や技術というのはまだまだ必要ですし、地域農業のためにその辺を役立てていただいて、落後者を出さないという部分で集落を持続させるということが重要と思っております。そのための手段としては、昨日も申し上げましたが、日本型直接支払制度の活用が鍵になってくるものと考えております。

# 議長 刈田敏君。

1番 集落機能強化加算というよい制度で、これはやっぱりハードルが高くても大いに活用していくように、ぜひとも多くの集落で取り組めるようにご指導して、推進していっていただければと思います。

今日の最初の質問でも話しましたが、地域自

治組織や行政区、地区協議会、そして集落支援 員がうまくリンクすることで、これまでと違っ たやっぱり夢の持てる持続可能な地域の実現に 向け、取り組んでいけるのではないかという、 本当に夢のある話ではある、小さいですけれど も、と思います。何とかその辺を町を挙げて、 やっぱり進めていただければと思います。

あと一点でありますけれども、このようなこ とを踏まえて、令和3年度の農業面における予 算については、課長はどの程度まで盛り込んだ というか、その辺をお伺いいたします。

#### 議長 農業振興課長。

農業振興課長 どの程度までというのは、すごく 難しいところがあります。実は、農業予算につ きましては、令和2年度、牛乳公社の新工場の 建設が4億数千万ということで大きかったもの ですから、その分が丸々なくなっておりますの で、農業関係予算としては大きく減額になって おります。ただし、改良区さんへの補助とか、 細かい部分で我々の立てた部分を大分認めてい ただいておりまして、厳しい財政の中、ある程 度の予算確保はできたのかなと思っております。 議長 刈田敏君。

農業施策についてはこれで終わりますけ れども、コロナ禍にあっては、観光面ではまだ まだやっぱり先が読めない状況であるというこ とと、農業面ではちょっと夢があるということ でありますので、これ何とか6次産業化に向け て、大いに進めていくことが必要ではないかな という感想でありますけれども、町長、何かあ りましたら一言お願いします。

#### 議長 細井町長。

町長 ただいま刈田議員さんのほうから、主に 農業関係を中心に議論されていました。それか ら、集落支援員ですか、集落のこれからの運営 についても、結局はいろんな課題を背負って、 いろんな不安に対してどのような新しい仕組み を築いていくかと。今まで経験にないことに着 手しようとしているわけですから、どうしても<br />
ことで、またいろんな面で発信できるのかなと

皆さん心配であり、億劫がるところがあると思 います。でも、確実に人は減り、世の中が変わ っているわけですから、そこに新たな仕組みを ぶつけていかないと、集落の維持はできないと いうふうに思います。ですから、そこには思い 切ってやっぱり新たな仕組みに挑戦してみると いうことが必要だと思います。そのために集落 支援員、そして職員が地域に入って頑張るとい うことですから、その人たちの力も借りながら、 ある程度の失敗はあるかもしれませんけれども、 失敗を覚悟でも一歩進むというような気持ちで こちらも頑張りたいし、地域でもそれを受け止 めて一緒にやってほしいなというふうに思いま

我々は、今まで随時いろいろな提案をしなが ら、新しい取組をしてきております。さらに、 常にそれを見直しをして取り組んでいかなけれ ばならないのだろうというふうに思っておりま す。紹介しますと、特産品ということで西和賀 の土地を有効に活用しようということで、西わ らびというものが一つ評価されるようになって、 増産もされてきました。とにかく品種を設定し て、土地を切り開いて増産をして、販売戦略を 立てるということでやってきました。非常に大 きく評価を得て、西和賀といえば西わらびとい うふうに言われるようになりました。

さらに、そこで止まっていることなく、今月 の末にプレスリリースありますけれども、プレ ミアム西わらびということで、さらに産地、畑 を限定した、さらに高級な西わらびを売り出す というようなことがこの月末にプレスリリース されると思いますので、やはり常にそういう研 究を重ねながら、一歩前に出るということの勇 気を持つということでもって、みんなで頑張っ ていかなければならないと思っています。よろ しくお願いします。

# 議長 刈田敏君。

1番 今度はプレミアム西わらびが出るという

思います。

私の提案ですけれども、ワラビ含め、ソバ、 各旅館でやっぱりその旅館でなければ食べられ ない、そういうものを何とかやってもらえば差 別化されて、6次産業が伸びるのではないか、 そういう気もいたします。

次の質問に入ります。これは、町長の施政方 針演述について、除雪について、コロナウイル スを2番目に書いていました。本当に、今にな ってみれば、ちょっと落ち着いたのですけれど も、今年の冬は皆さん本当に大変な状況だった と思います。

そこで質問しますけれども、道路除雪の今後の在り方について伺います。町長より、今年の大雪に対しての対応について述べられておりますが、私としても除雪作業員の方々、町民の皆さんの除雪に対する協力と感謝を申し上げるところですが、本町の除雪においては、除雪計画にあるように、冬季における地域産業の振興、医療施設、町民の健康管理に係る交通確保及び児童生徒等の通学路の確保等、道路除雪は本町にとって必要不可欠なものであります。

しかし、人口減少、高齢化がさらに進む状況 にあることから、これは万全の対応が必要と考 えます。道路除雪について、現状の問題点、そ して将来に向けての考え方を伺うものです。

# 議長 建設課長。

建設課長 それでは、私のほうから回答させていただきます。

冬期間における交通確保は、特別豪雪地帯である本町にとっては大きな課題でございます。 そのため、除雪体制には万全を期し、町民の冬季における道路交通への不安解消に努めているところでございます。

今シーズンの降雪の対応としまして、除雪作業員の方々は、通常は午前4時半の出動だったものですけれども、早朝除雪は4時半の出動だったのですけれども、それを1時間早めたり、夜は6時過ぎまで除雪したりして、それと併せ

て土日、祝日も出動し、町民の交通を確保してきました。その努力があって、冬季における地域の産業活動や医療施設への通院、児童生徒の通学路等を確保できたものというふうに考えてございます。

道路除雪の課題につきましては、道路作業員の高齢化や人口減少などの影響から、応募者が減少していることです。このことから、町では限られた作業員で、効率のよい班体制の構築に取り組んでいるほか、除雪機械を更新することにより、作業の効率化を図るための取組をしながら、課題に対応してきていることをご理解いただきたいというふうに思います。

また、除雪対象路線の一部見直しを行うなど、 作業負担の軽減も図っております。この除雪路 線の見直しは、今後も行っていくこととしてお りますが、これには当然ながら住民のご理解と ご協力がなければ進みませんし、今後も住民の 理解を求めながら、冬期間の交通頻度の少ない 路線につきましては、見直しを進めてまいりた いというふうに考えてございます。さらに、除 雪作業員確保のために、大型特殊免許、車両系 建設機械運転技能講習受講料を補助する制度を 新たに創設したいというふうにも考えておりま す。また、町道の一部路線の委託についても検 討していく必要があるものというふうに考えて ございます。

以上でございます。

# 議長 刈田敏君。

1番 いろいろな対策もあると思うのですけれ ども、基本的に除雪作業員の報酬を上げるとい うこともあると思うのですけれども、特別のま た上の特別職ではないですか。やっぱりそうい う魅力も高めてほしいのかなとは思っています けれども、長期的に毎年除雪計画を出している わけですけれども、長期的な総合計画等、やは りきちっと問題点を吸い上げて計画することも 必要だと思うのですけれども、その点はいかが ですか。 議長 建設課長。

建設課長 役場内部での会議の中では、作業員を確保するためにどのようにしたらいいのかなというようなことで議論はしております。それで、一つとしては、議員おっしゃった報酬を上げることという部分もございますけれども、それは財政との協議になってしまうわけで、結局上げていくとしても徐々にしか、一気に上げていくことはできないだろうということで、こちらも一応理解しておりますし、あとは福利厚生面で、例えば有休を若干増やすだとか、やはり長く続いて健康面のほうからも、ちょっと疲れたとか、そういうので事故を起こされても困るものですから、その辺の福利厚生の部分も検討してきてございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 財政面で大変だということでありますけれども、この辺はやはりきちっと、町の根幹に関わることですので、その辺はうまく何とか対応できるようなことを改めて協議していただければと思います。

次の質問に入ります。県道1号線、盛岡横手線の新町地区においては、除排雪の状況が困難となり、地区民をはじめ利用者に不便をかけているところがあります。今後において不安要素が大であると考えますが、検討を含め、その対応について考えを伺います。

議長 建設課長。

建設課長 お答えします。

県道1号線、盛岡横手線の新町地区の除雪に つきましては、流雪溝は設置されているものの、 空き家等の前の雪が処理されていない箇所もご ざいます。岩手県からは、必要に応じて拡幅除 雪をしているというふうには聞いてございます。 今まで頻繁には除雪できない状態にあったそう ですけれども、今シーズンからは車両を1台増 やしたというふうに聞いていましたので、この 豪雪でも新町地区には頻繁に拡幅除雪ができた とも聞いてございます。したがって、以前より 不安要素は払拭できているのではないかという ふうに考えております。

あと、国道、県道、町道問わず、除雪作業を する上では、地域の協力がなくては成り立ちま せん。地域の方々がお互いに助け合う共助も必 要となってくると思いますので、今後ともご協 力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1番 ありがとうございます。今年の状況につ いては、新町区民含めて、県土木さんの対応に ついては感謝しているところでありますけれど も、歴史的にこの流雪溝に関しては、いろいろ な要因があることは、これまでも一般質問等で やってきたわけですけれども、課長が言うとお り、空き家の前には雪がたまって、今回道路渋 滞、それから事故等も起きているのが現実であ ります。ましてや私なんか、あと何年雪払いで きればとなると、あそこが寸断されるとなると かなり大変な状況でありますので、この点につ いてはやっぱり県土木さんとのいろいろな話等 含めて、何とか解決の道を取って、少しでも解 消していただけるように、またお願いしたいと 思いますし、これまでも区長はじめ、区民が要 望書や、それから直接行ってお願いしている経 緯がありますけれども、やはりここに関しては、 なぜ新町地区だけということはいろいろ、流雪 溝の要因等ありますけれども、何とか新たな改 善策を課を挙げて、町を挙げてお願いしたいと 思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。あ りがとうございました。

議長 以上で刈田敏君の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。

明日11日からは予算審査特別委員会に移りますが、予算審査特別委員会については全日程告

知端末放送を行いますので、あらかじめお知ら せします。

議員各位には、会期日程に従い、予定した日 程で審査を終えるよう、特に望んでおきます。

これをもって本日は散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 2時06分 散 会